

資料 2

湖南省
景観づくりの基本方針
(案)

平成 25 年 2 月

湖南省

《目 次》

序 章 『景観』の対象と重要性

- 1. はじめに 1
- 2. 『景観』とは 2
- 3. 景観づくりの重要性 3
- 4. 『湖南省景観づくり』の流れ 4

第1章 湖南省における景観の特性

- 1. 地勢 5
- 2. 歴史 6
- 3. 景観特性 8

第2章 景観づくりの理念・目標と基本方針

- 1. 景観づくりの基本理念 10
- 2. 景観づくりの目標 11
- 3. 景観づくりの基本方針 12

第3章 類型別景観づくりの方針

- 1. 類型別景観づくりの方針 13
- 2. 類型別景観づくりの展開イメージ 18

第4章 重点地区景観づくりの方針

- 1. 重点地区の景観づくりの方針 37
- 2. 重点地区候補地の景観づくりの方針 41

第5章 景観づくりの具体的な進め方

- 1. 今後の景観づくりの進め方 47
- 2. 景観法の活用 49
- 3. 市民が主役の景観づくりを促す自主制度 51

序 章 『景観』の対象と重要性

1 はじめに

湖南省は、南北に市域を縁取る山地・丘陵地や中央を流れる野洲川、国の天然記念物に指定されているうつくし松などの豊かな自然、東海道、湖南三山といった歴史・文化資源、広々とした田園景観、ぬくもりを感じさせる集落景観などの多様な景観資源に恵まれています。

しかしながら、この恵まれた景観が、急速な都市化の流れ、人々の生活様式の変化や価値観の多様化などによって失われてきています。

同時に、我が国全体が物質的には豊かになりながら、今一つ幸福感の向上に結び付いておらず、人々の関心は心の豊かさへと移行しています。

景観は、人々の心や姿勢の表れ、周りの人々への心づかい、人知を超えた自然の営みの表れであり、これまで守り継がれてきた美しい景観に触れることは、心の豊かさや幸福の実感につながるものです。

このようなことから、湖南省らしい景観を守り、次世代へ継承するとともに、美しい景観づくりを通して湖南省への愛着と誇りを醸成するため、市民・事業者・行政による協働の取り組みを進めることにしました。

現在、湖南省においては、滋賀県の景観計画により広域的な視点からの景観づくりを図っていますが、地域の特性に応じたきめ細かな景観づくりに対応できていないのが現状です。

このため、湖南省の特性に応じた独自の景観づくりに取り組んでいくため、市民等の意向調査を実施するとともに、学識経験者、各種団体の関係者、公募市民で構成される「湖南省景観計画策定委員会」を立ち上げ、湖南省の『景観づくりの基本方針』を作成しました。

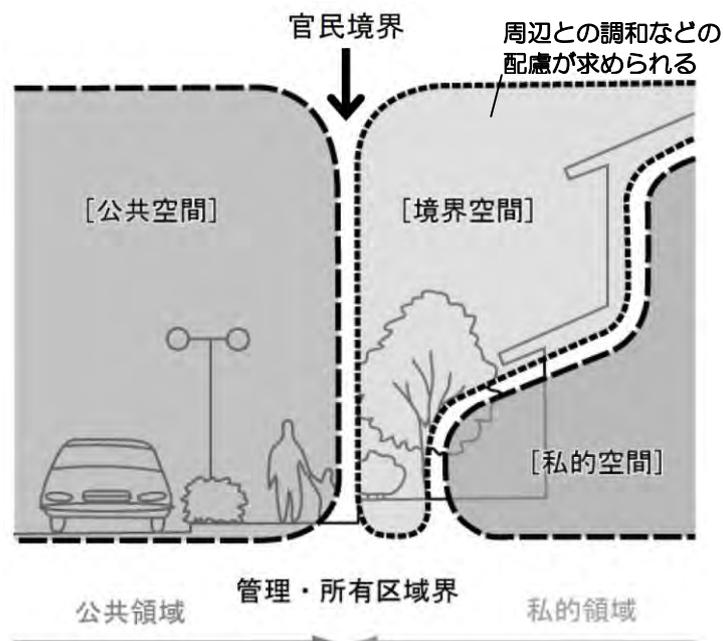
今後は、この基本方針に基づき、速やかに湖南省独自の景観づくりの諸施策を示す『景観計画』の策定に着手していきます。

(1) 対象

- ・「景観」とは、一般的には、「景色」や「眺め」のことであり、私たちが「視覚」によって得るすべての情報のことを「景観」と考えることができます。
- ・私たちが暮らす空間である「まち」や「むら」は、建築物や道路、公園、都市景観サイン、ストリートファニチャー、緑、水辺空間など、主として様々な人工物によって構成されています。このため、多くの人が都市に暮らす現代において景観を考えると、都市内の人工物に注目しがちですが、都市の背景を構成する自然環境も重要な「景観」の要素として考えられます。
- ・この他、市民や事業者による都市活動などの人々の営みや、年月が刻み込む風合いなどが物的側面と一体となって醸し出す雰囲気があり、これらを意識しながら景観を考えることが重要です。
- ・このため、本計画においては、都市を構成する建築物や道路、公園、都市景観サイン、ストリートファニチャー、緑、水辺空間などに代表される物的な都市の表層の風景だけでなく、その背景となる自然景観、これまで本市を育んできた心象風景などを幅広く、総合的に取り扱うこととします。

(2) 空間

- ・空間を所有関係で区分すると「公共空間」と「私的空間」に分けることができますが、「景観」は、道路や公園などの公共空間だけでなく、これらと一体となって視界に入る「私的領域」にある建築物、塀や生け垣などによって形成されています。
- ・これらの境界空間の部分は、「景観」を構成する重要な要素であり、きわめて公共性が高い私的空間であるため、行政だけでなく、市民や事業者などと連携し、協力し合いながら景観づくりに取り組む必要があります。



3 景観づくりの重要性

(1) 社会的背景

《 これまでのまちづくりの到達点と今後の方向性 》

- ・これまで我が国は、社会資本ストックの量的充足を目指し、一貫して高い投資水準を維持してきました。しかし、近年における長引く経済の停滞、本格的な少子高齢社会の到来、地球環境問題への関心の高まり、高度情報化時代への突入など、都市づくりを取り巻く社会経済情勢が大きく変化しています。
- ・このような背景のもと、これまでの行政主導のまちづくりから市民主役のまちづくりへと方向を修正するとともに、文化性や美しさなどのまちづくりの要素を付加的要素ではなく本来の要素として位置づけ、本当の意味で暮らしやすい都市環境を整備していくことが重要になっています。
- ・このため、市民自らが身近な環境改善活動に主体的に取り組むことを促進する上で、また、暮らしやすさを実感できる都市づくりを進める上で、景観づくりを今後の都市政策の重要課題として位置づけ、戦略的かつ持続的に取り組んでいきます。

(2) 景観法の制定

- ・全国的な景観に対する関心の高まりなどを背景として、地方自治体の積極的な景観行政を支援する景観法が平成 16 年に施行され、より一層良好な景観づくりに向けた取り組みを推進していくことが強く求められています。

(3) 湖南省における景観に関する総合的な指針の必要性

《 美しく、誇らしいまちを未来に引き継ぐための景観づくりの指針 》

- ・湖南省が有する多様な個性を守り、活かした美しいまちを実現し、市民が便利さを超えた暮らしの豊かさ、愛着と誇りを実感できるふるさと湖南を未来に引き継ぐことができるように、良好な景観づくりを推進する総合的な指針が必要です。

《 一体性と多様性のある良好な景観づくりの指針 》

- ・湖南省は、琵琶湖に注ぐ野洲川を中央に、平地部、山裾部、丘陵部が取り囲むまとまりのある地域構造をしています。
- ・そして、湖南三山や東海道をはじめとする様々な歴史文化資源や現代の人の営みがつくりだしている景観が重層的に積み重なり、連なり、多様な景観を呈しています。
- ・合併により一つの市域となることによって手に入れた一体性と多様性の両面を活かした景観づくりを進めるための指針が必要です。

《 市民の主体的な景観づくりを後押しする指針 》

- ・景観は視野に入るもの全てが構成要素となることから、行政が整えられる範囲は限定的であり、市民や事業者が主体となった景観づくりが不可欠です。
- ・市民等が主体的な景観づくりの活動に取り組みやすいように、景観づくりの進め方、景観づくりの方向性を分かりやすく示す指針が必要です。

4

『湖南省景観づくり』の流れ

序章 『景観』の対象と重要性

景観づくりの基本方針策定の背景や対象となる「景観」の考え方、全体の構成など基本的事項を整理します。

第1章 湖南省における景観の特性

地理的条件や歴史、市民の意向など湖南省の景観の特性を整理するとともに、今後の景観づくりの課題を明らかにします。

第2章 景観づくりの理念・目標と基本方針

今後の景観づくりの基本姿勢（理念）及び目指すべき将来像を定め、これらに基づく4つの目標、景観づくりを進める上での基本方針を定めます。

第3章 類型別景観づくりの方針

基本方針に基づき、山地・丘陵地や田園、市街地など一定のまとまりを有する景観の要素ごとに景観づくりの方針を定めるとともに、具体的な展開イメージを提示します。

第4章 地区別景観づくりの方針

重点的に景観づくりを推進すべき区域の考え方を整理するとともに、重点地区の候補地における景観づくりの方向性と展開イメージを提示します。

第5章 景観づくりの具体的な進め方

景観法の規定による制度の活用の考え方など、景観づくりの基本方針に基づく今後の景観施策の展開方策を提示します。

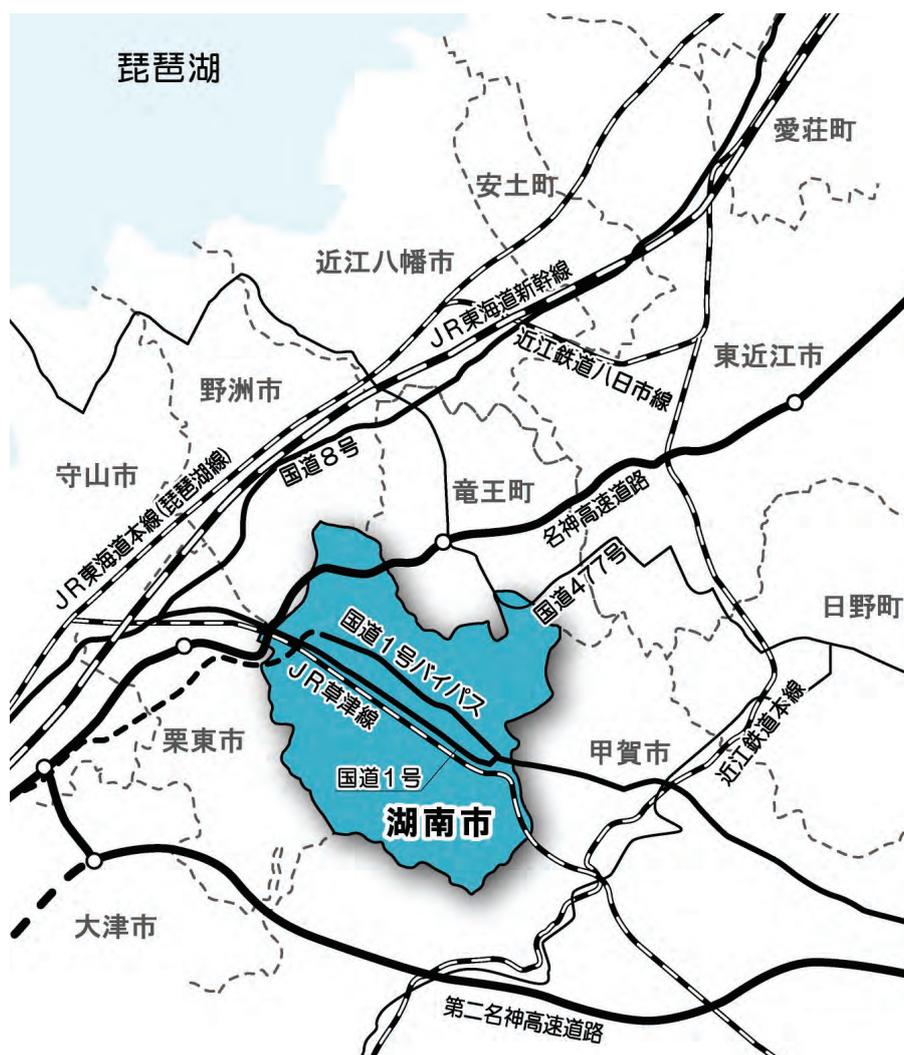
第1章 湖南省における景観の特性

本章では、湖南省の景観の特性に深く関係する地理的条件や歴史的経緯などを景観に関する市民の意向と合わせて整理し、今後の景観づくりにおける課題を抽出します。

1 地勢

広域的に見た本市の位置付け

- ・本市は、滋賀県の南部に位置し、北側では野洲市と竜王町、西側では栗東市、南側と東側では甲賀市とそれぞれ接しています。
- ・本市は、東西に 12.7km、南北に 18.3km、70.49km² の面積を有し、南端には阿星山系、北端には岩根山系を望み、これらの丘陵に囲まれた平野部の中央には、琵琶湖へと注ぐ野洲川が流れています。
- ・野洲川付近一帯に広がる平野部に本市の市街地が形成されており、古来より国道1号やJR草津線によって近畿圏と中部圏を繋ぐ広域交流の都市としての性質を有しています。



【近代以前】

- ・野洲川の中流域に位置する本市は、古くから野洲川の豊富な水と肥沃な土地柄を活かして豊かな農業地帯として栄えた地であり、市内各所にある古墳やその出土品からも、古代において独自の文明を持った人々がこの地に定着し、集落を形成していたことがうかがえます。
- ・また、大和や京都など朝廷に近かったため、奈良・平安時代の歴史的遺跡も数多く見ることができ、大和や京都との交流が盛んであったことがうかがえます。
- ・奈良時代に入ってから、東海道、伊勢神宮街道、紫香楽宮と金勝寺への街道に接する宿場として石部宿が街道を往来する人々に利用されるようになりました。
- ・近世に入ると、石部宿が京都と江戸を結ぶ東海道の宿駅に定められ、本陣・脇本陣・旅籠が軒を並べる東海道五十三次の宿場町として栄えました。往時をしのぶ建築物や工作物は残されていませんが、宿場町としてのまち割や道標などが面影を伝えています。
- ・江戸時代には、東海道の人々の往来が盛んになり、次第に宿場だけでなく街道筋全体に亘って集落を形成するようになりました。



【明治時代～戦前】

- ・明治 23 年に東海道本線と連絡する草津・柘植間の鉄道が開通し、明治 39 年に草津線として国有化されると、石部駅、三雲駅周辺に市街地が形成され始めました。
- ・しかし、この時代には大規模な市街地の拡大や改編などに至るほどの発展とはならず、結果的に東海道の街道筋や石部宿の面影が今に残されています。

【戦後前期（昭和 30 年代～昭和 40 年代前半）】

- ・昭和 30 年代には、日本経済の高度成長が始まり、広域交通網が整備されてきた時期です。昭和 27 年に国道 1 号が開通、昭和 38 年には名神高速道路が開通し、隣接の栗東市に栗東インターチェンジが設けられました。これにより、京都・大阪などの大都市圏との連絡が強化され、草津市や栗東市に続く高度経済成長の波を受けた市街地形成が始まりました。
- ・また、昭和 33 年には、野洲川の南北を連絡する甲西橋が完成しており、高度経済成長による開発の波は、野洲川北部にも及び湖南工業団地の造成（昭和 43 年）など宅地開発が進められていくこととなります。
- ・この頃、南西部の丘陵地区にもみじ寮、あざみ寮、一麦寮、落穂寮、近江学園などの福祉施設が建設されました。

【戦後後期（昭和 40 年代後半～現在）】

- ・昭和 48 年のオイルショックを経て安定経済期に至る動きの激しい時期に、人口は急激に増加し急成長を遂げ、これに伴い市街地が拡大しました。
- ・昭和 49 年には、平松土地区画整理事業が開始され、昭和 53 年に現在の東庁舎が完成、昭和 56 年には、甲西駅が開業し、周辺の市街化が大きく進展しました。
- ・国道 1 号における著しい交通量の増加や沿道の市街化などにより、渋滞が慢性化したことから、野洲川の北部に国道 1 号バイパスが建設されています。

【合併の経緯】

- ・明治 22 年の村制施行によって石部、三雲、岩根、下田の四ヶ村が誕生し、石部村は明治 36 年に町制を施行し、石部町となりました。昭和 30 年に三雲村、岩根村が合併して甲西町が生まれ、その後、昭和 33 年に下田村を加え、平成 16 年に石部町と甲西町が合併し、湖南市となりました。

3

景観特性

(1) 湖南省の景観の特徴

- ・既往調査の整理、現地踏査、市民・事業者へのアンケート調査の結果などから、湖南省の景観の特徴を地形、歴史文化、市民等意向、景観阻害物について整理します。

	景観的特徴
地形	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲を山地・丘陵地が取り囲み、視覚的に領域が認識しやすく暮らす人々の心に“ふるさと”感覚が生まれやすい効果があります。また、緑に包まれていることによる安心感、癒しの効果があります。 ・多数のうつくし松が一带に自生する美松山の景観は、美しく他に例を見ない希少な景観です。 ・市域の中央に野洲川が流れており、大規模なオープンスペース、潤い空間となっています。 ・市街地、集落が分散しており、単一の都市の中で多様な景観を見ることができ、地域が有する多面性、奥行きを感じるができます。
歴史文化	<ul style="list-style-type: none"> ・野洲川がもたらす豊富な水と肥沃な土地、大和や京都など朝廷に近い立地特性から、古くから人が住み、往来してきた本市には、湖南三山や東海道、石部宿などの優れた歴史文化資源以外にも、古墳や碑、社寺など様々な時代の資源が数多くあり、身近な場所で歴史的な雰囲気を感じることができます。 ・街道筋の街並み、農村集落の家並みには、伝統的な建築様式、自然素材を用いた建築物、建造物が多く残されています。
市民等意向	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果からは、湖南省らしさを感じるのは自然の景観、未来に残し、伝えたいのは歴史的な景観、新たに創り出したい景観及び今後改善したい景観は市街地の景観となっています。 ・東海道の街並みや国道1号バイパス沿いの景観は、景観を守るためのルールを導入する必要性が高いと認識されています。 ・良好な景観づくりに向けて取り組みたい活動としては、敷地の緑化、ガーデニングなど潤いのある景観づくり活動や敷地周辺の公共空間の清掃、ゴミ拾いなどの美化活動を挙げる人が多くなっています。 ・住民主体の景観まちづくり推進のため、地域住民と一緒に景観づくりに取り組むことのできる仕組み、きっかけが求められています。
景観阻害物	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や歴史文化の豊かさを感じることができるエリアにおいて、周辺の景観と調和しない屋外広告物の立地が見られ、景観の魅力が損なわれています。 ・東海道など特に歴史的な風情を大切にすべきエリアにおいて、電線や電柱が景観的魅力を損ねています。

(2) 湖南省市における景観づくりの課題

自然景観の保全

- ・市域の南北を縁取る緑豊かな山地・丘陵地、中央部を悠々と流れる野洲川、その周囲に広がる一団の農地、他に類を見ない希少な植生景観であるうつくし松自生地など、本市は地形も含め特徴的な自然景観を有しています。
- ・これらの自然景観は、本市固有の風土景観を形成し地域の印象を決定づけている骨格的な景観要素であるとともに、市民の日常的なやすらぎや“ほっ”とする気持ちを育む重要な要素として今後とも適切に保全する必要があります。

景観資源の魅力向上、周辺的美化

- ・本市には、自然、歴史文化、都市施設、さらには風土に培われた地域ならではの営みが醸し出す景観など多様な景観資源が市内各地に広範囲にわたって点在しています。
- ・これら多数の景観資源それぞれの魅力を一層高めるとともに、その周辺エリアや各資源を繋ぐルートにおいても景観を整えることにより、都市全体の美しさを高める必要があります。

実効性のある手法の導入

- ・美しい都市づくりへの市民の願いや景観づくりに対する関心の高まりを踏まえ、本市の景観的魅力を守り、活かし、継承していくため、実効性のある施策を展開する必要があります。
- ・このため、景観法に基づく景観に関するルールの導入など、本市が有する景観的特性に合わせた制度を活用する必要があります。

市民が主役の景観づくり

- ・景観は、目に見えるもの全てが対象となるため、行政による公共空間の整備だけでは、その効果は限定的で小さなものでしかありません。
- ・市民が美しさや豊かさを実感できる景観づくりを進めるためには、市民の主体的な参加・参画が不可欠であり、市民意識の高揚や主体的な取り組みのきっかけづくりなど、効果的な支援施策を展開し、市民主役の景観づくりを推進する必要があります。

第2章 景観づくりの理念・目標と基本方針

本章では、今後景観づくりに臨むに際しての基本理念及び目指すべき将来像を定め、これらに基づく4つの目標と景観づくりを進める上での基本方針を定めます。

1 景観づくりの基本理念

- ・戦後のまちづくりは、経済発展を支える道路や工業団地、下水道などの都市基盤の整備が重点的に進められ、私たちの暮らしは随分と便利になりました。
- ・一方で、私たちは今ひとつ豊かさを実感し切れていないことも事実です。幸福感は、便利さのみで得られるものではなく、心の豊かさにも大きく起因しています。これまでの経済性や利便性を重視したまちづくりから、まちに暮らし、働く人々が、ふとした機会に感動や安らぎを覚え、豊かさを実感できるような質の高いまちづくりへと方向転換していくことが求められています。
- ・美しい景観は、人の心を躍らせたり、“ほっ”と和ませたりする効果があります。景観づくりは、湖南省の総合計画で掲げている“ずっとここに暮らしたい！”と思える質の高いまちづくりを進める上で、最も重要な役割を担います。
- ・そこで、本市において地域の特性に応じた独自の景観づくりを進めていくため、次のとおり景観づくりの基本理念と将来像を定め、積極的に景観づくりの取り組みを推進していくこととします。

《景観づくりの基本理念》

今、現にある景観資源を最大限に活かし、さらに市民と事業者、市が互いに協力し合って地域の魅力を高める景観づくりを進めることにより、だれもが心のゆとりや安らぎを覚え、地域への愛着と誇りを強く持つことができるまちの実現を図る。

そして“湖南省のブランド力”を高めていく。

※「ブランド力」とは、その名が広く知られ、魅力的で人を惹きつける力のことをいいます。

将来像

“ほっ”と和めるふるさと「こなん」

2

景観づくりの目標

- ・「景観づくりの基本理念」に基づいて4つの目標を掲げ、その達成によって将来像の実現を図ります。

①風土を構成する自然景観の美しさを守る

- ・南北に市域を縁取る緑の山並み、中央部の野洲川の雄大な流れ、その周囲に広がる一団の農地などの自然環境は、本市固有の風土景観を形成するとともに、市民の日常的な安らぎや“ほっ”とする気持ちを育む重要な要素として、今後とも適切に保全していきます。

②受け継いだ歴史文化が薫る伝統的景観を継承する

- ・石部宿に代表される東海道をはじめ、湖南三山などの歴史的、文化的に価値の高い寺社仏閣など、私たちが受け継いだ固有の歴史文化資源を見つめ直し、決して失ってはならない景観資源として次の時代へと継承していきます。

③後世に残る美しく魅力的な景観を創造する

- ・今の時代を生きる私たちの責任として、新たに建築物や構造物などを築造する際には、周辺の景観との調和はもちろんのこと、さらに本市ならではの魅力を高めていくための景観づくりに取り組んでいきます。

④みんなが日々の暮らしの中で“美しさ”を意識する

- ・山並みの遠景や東海道、湖南三山など、特別な場所だけでなく、日常の生活の場である身の回りの空間に対して、市民や事業者が常日頃からそれぞれに可能な方法で美しく整えていくことを意識し、良好な景観づくりを図っていきます。

3 景観づくりの基本方針

- ・ 4つの目標ごとに景観づくりの基本的な方針を設定します。今後の景観づくりは、この基本的な方針に即して進めます。

景観づくりの目標

景観づくりの基本方針

風土を構成する自然景観の美しさを守る

○山地・丘陵地の緑を保全します

- ・ 樹林を適切に管理するとともに、不法投棄などを防止し、いつまでも緑豊かで四季を通じて美しい山地・丘陵地を維持します。

○水辺の美観の維持と活用を図ります

- ・ シンボリックな水辺の空間は、親水的な魅力を高めるとともに、市民とともに水辺の美観の維持と活用を図ります。

○優れた眺望点を保全します

- ・ 特に優れた眺望点を抽出し、周辺における環境整備や眺望景観を阻害する行為の制限など、優れた眺望を保全します。

受け継いだ歴史文化が薫る伝統的景観を継承する

○受け継いだ景観の魅力を再評価します

- ・ 長い時間を掛けて積み重ねられてきた歴史文化的景観の重要性や魅力を再評価し、継承すべき景観について広く市民や事業者等と認識の共有化を図ります。

○歴史的な雰囲気や漂う景観を維持します

- ・ 暮らしの安全性や快適性を確保しながら、住民が地域に対する愛着と誇りを持つことができ、歴史的な雰囲気や温かみが感じられる街並みを維持します。

後世に残る美しく魅力的な景観を創造する

○地域の一体性が感じられる景観づくりを進めます

- ・ 周辺の景観と調和した優れたデザインの公共施設や公共サインの整備により、地域の景観の向上、民間の建築行為などへの波及を図り、地域の一体性を創造します。

○秩序ある市街地の景観づくりを図ります

- ・ 周辺に与える影響が大きい大規模な建築行為などに際しては、景観面で守るべき基準を設定するなど、周囲の景観と調和した良好な市街地景観を創造します。

みんなが日々の暮らしの中で“美しさ”を意識する

○良好な景観づくりへの関心を高めます

- ・ 様々な機会や媒体を通じて情報の発信、意識の啓発を行い、良好な景観づくりに対する市民や事業者の関心を高めます。

○市民の主体的な景観づくりの活動を促進します

- ・ 景観づくりに対する支援制度を導入するなど、市民の主体的な景観づくり活動の推進を図ります。

第3章 類型別景観づくりの方針

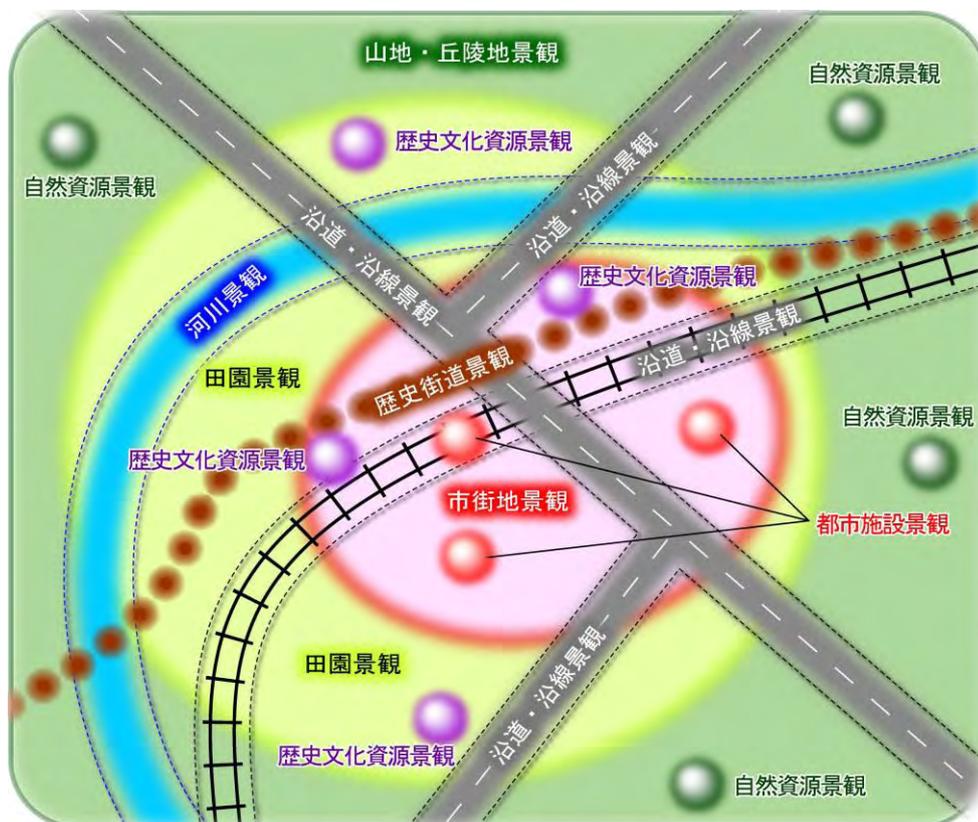
本章では、第2章で定めた景観づくりの基本理念、目標、基本方針に基づき、景観要素の類型別の基本方針を定めるとともに、具体的な展開イメージを提示します。

1 類型別景観づくりの方針

【類型の考え方】

- ・景観は、山地や河川などの地形構造、歴史的な市街地発展の経緯、鉄道や幹線道路などの大規模な構造物といった特性の違いにより、一定のまとまりとして分類されます。
- ・広がりをもつ「面の景観」、施設や資源とその周辺を対象とした「点の景観」、線的に連続する「線の景観」に大きく3つに区分し、さらにその景観特性によって類型分けを行い、基本方針を定め、具体的な展開イメージを提示します。

面の景観	点の景観	線の景観
一定規模の面的な広がりをもつ景観（市全域を3つに区分）	個性的な景観資源とその周辺が一体となった景観	地域を横断し線的に連続する景観
○山地・丘陵地景観 ○田園景観 ○市街地景観	○都市施設景観 ○自然・歴史文化資源景観	○河川景観 ○沿道・沿線景観 ○歴史街道景観



模式図：景観類型の考え方

【面の景観づくり】

1) 山地・丘陵地景観

- ・本市を縁取る阿星山系や岩根山系の山並みは、田園景観や市街地景観の背景となる市民共有の眺望景観の対象として適切な保全と管理に取り組みます。
- ・市街地や既存の集落地域、一団の住宅地などの周辺にある身近な樹林地は、地域住民の身近な緑の景観資源として保全に取り組むとともに、憩い・レクリエーション・スポーツの場づくりなど、地域の実情を踏まえた有効活用を促します。
- ・本市の中央を流れる雄大な野洲川や市街地景観などを眺望できる阿星山系や岩根山系は、眺望景観の重要な視点場として、環境整備を進めます。



2) 田園景観（農地、農村集落）

- ・J R 草津線沿線などに広がる一団の優良農地は、無秩序な土地利用を規制し、優れた田園景観を保全します。
- ・農地や樹林地と一体となって固有の景観を形成する集落地域は、心が落ち着きあたたかみを感じるふるさとの景観づくりを進めます。



3) 市街地景観

- ・J R 駅周辺は、本市の都市拠点にふさわしい市街地景観の形成に向けて、活力やにぎわいの中に安らぎが感じられる景観づくりを先導的に進めます。
- ・計画的な市街地整備を推進する地区においては、周辺と調和し、統一感のある魅力的な景観づくりを戦略的に進めます。
- ・湖南工業団地や国道1号沿道の大規模工場が集積する地区では、周囲への影響に配慮した緑豊かな景観づくりを適切に誘導します。
- ・住宅地においては、身近な景観づくりへの意識や行動を育み、緑豊かで市民が『住んで良かった』と思えるあたたかい景観づくりを進めます。



【点の景観づくり】

4) 都市施設景観

- ・今後の都市施設整備に当たっては、地域の景観特性との調和に配慮しつつ、質の高い景観づくりを進めます。
- ・公共公益施設をはじめ、観光・レクリエーション拠点、JR駅周辺など、顔となる施設周辺は、魅力ある景観づくりに取り組みます。
- ・看板や案内板などのサインや街路灯などは、個性があり愛着が持てる施設景観として統一的な整備を進めます。



5) 自然・歴史文化資源景観

- ・市内に点在する寺社仏閣など歴史的、文化的に価値の高い資源、また、固有の自然資源などを景観づくりの要素として位置付け、地域の個性を高める拠点景観づくりを進めます。
- ・うつくし松自生地の適正な維持管理や周辺の環境整備、地域の貴重な景観資源を後世に伝えるために必要な取り組みを行います。
- ・このほか、地域住民に親しまれ地域のシンボリックな存在となっている巨樹、特徴的な樹木を住民主体で守り、活かす環境整備を進めます。
- ・湖南三山は、本市の主要な観光拠点となる資源であるため、周辺の自然環境や集落を含めた景観づくりを一体的に進め、魅力の向上を図ります。
- ・三雲城跡をはじめとする甲賀郡中惣城郭群は、特色ある景観資源として、まちづくりに活かします。



【線の景観づくり】

6) 河川景観

- ・野洲川は、母なる琵琶湖へと注ぐ雄大な河川のオープンスペースを活かした憩い・レクリエーション・スポーツの場として水と緑のうるおい豊かな景観づくりを進めるとともに、堤防空間などを活かし、地域を繋ぐ連続的な河川景観づくりを進めます。
- ・身近な小河川や用水空間は、市民の主体的な維持管理やまちづくりへの活用を促しながら、治水・利水機能のほか、親水空間としての整備などを進め、周囲の環境と一体となった心安らぐ景観づくりを進めます。



7) 沿道・沿線景観

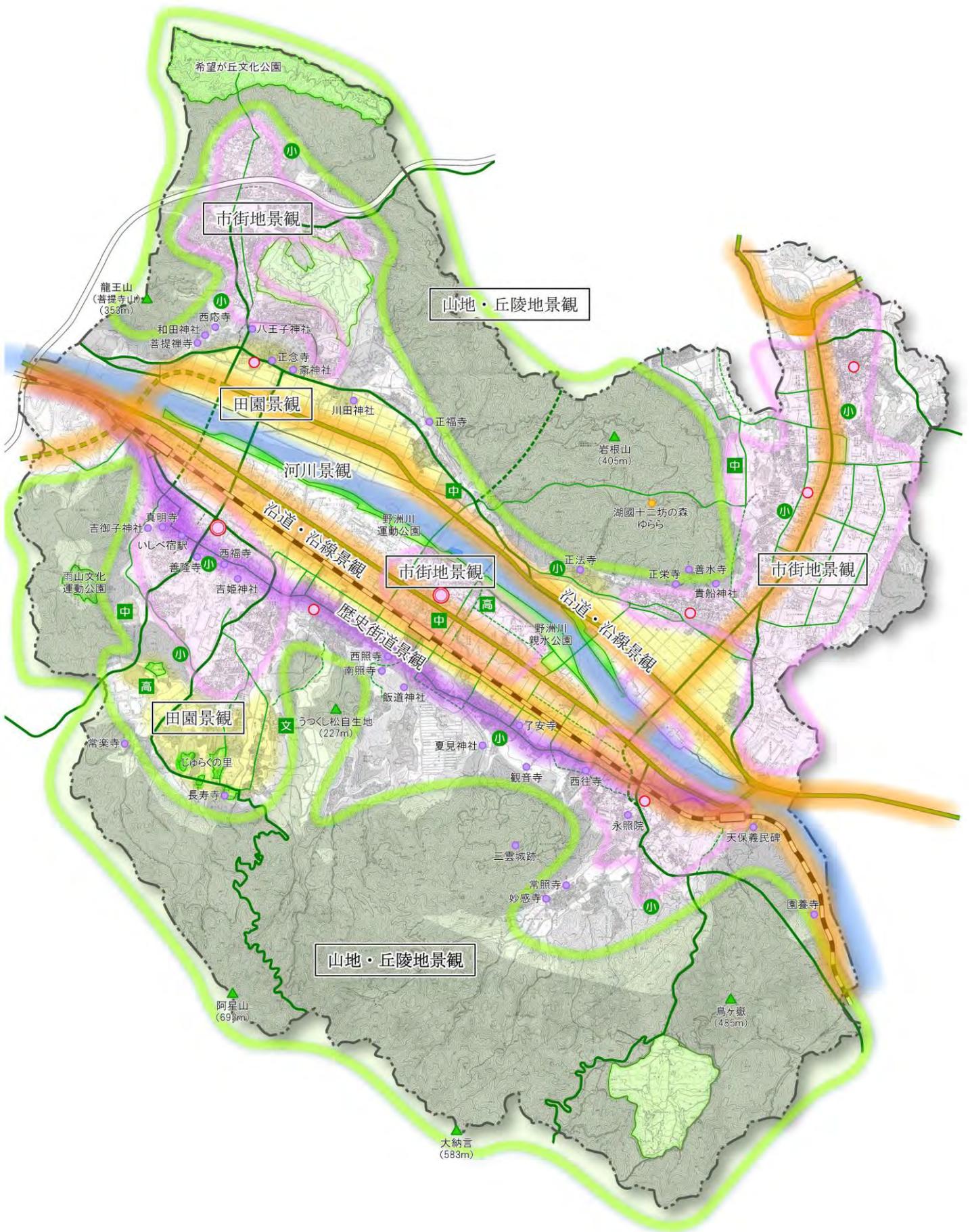
- ・国道1号バイパスなどの主要な幹線道路沿道やJR草津線沿線は、多くの人が行き交う重要な視点場として位置づけ、地域の特性に調和した良好な沿道・沿線景観づくりを進めます。
- ・周囲を取り囲む山地・丘陵地や優良農地、集落などが一体となって“のどかさ”を醸し出す特に良好な景観が広がるエリアでは、阻害要因となる過度に大きな看板やけばけばしい色調の広告板などの制限に取り組みます。
- ・身近な道路空間は、花や緑でうるおいを演出し、地域への誇りと愛着が感じられる人にやさしい景観づくりを促進します。



8) 歴史街道景観

- ・石部宿周辺は、本市のかけがえのない資産であるため、今後とも、市民や行政、まちづくり団体などの多様な主体が連携を図りながら、歴史や文化的な雰囲気が感じられる景観づくりを進めます。
- ・東海道は、銀ねずみ色の瓦屋根や紅柄の柱・梁、生け垣、土塀などが残り、街道から見える緑の山並みや地形条件によって固有の景観が形成されているため、地域住民の暮らしや愛着と誇りを大切にしながら、歴史的な街並みの保全と修復に向けた取り組みを進めます。





景観づくりのゾーニング図

2 類型別景観づくりの展開イメージ

①山地・丘陵地景観

◆景観づくりの方針

基本方針	具体的施策の展開方針
<ul style="list-style-type: none">・本市を縁取る阿星山系や岩根山系の山並みは、田園景観や市街地景観の背景となる市民共有の眺望景観の対象として適切な保全と管理に取り組みます。・市街地や既存の集落地域、一団の住宅地などの周辺にある身近な樹林地は、地域住民の身近な緑の景観資源として保全に取り組むとともに、憩い・レクリエーション・スポーツの場づくりなど、地域の実情を踏まえた有効活用を促します。・本市の中央を流れる雄大な野洲川や市街地景観などを眺望できる阿星山系や岩根山系は、眺望景観の重要な視点場として、環境整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none">・広く市民の参加を得るため、多様な方法を整え、森林の保全を図ります。・伝統的な集落形態やその周辺の環境を原風景として保全するとともに、樹木の伐採などによる山肌の露出を防止します。・山あて景観など市街地からの眺望景観の対象として良好な景観を守ります。・里山の集落では、周辺と調和した良好な景観の保全を促進します。・山間部へのゴミの不法投棄などを防止し、清々しい環境を保全します。

◆目指す景観イメージ



◆ 具体的に配慮すべき事項

※ は市民、事業者等が配慮すべき事項



平野部から眺めたときに背景となる阿星山系、岩根山系の山並みを適切に保全します



正面に山が位置する印象的な景観の視点場では、良好な景観を阻害する要素を制限します



瓦葺の勾配屋根、杉の焼板や漆喰壁の意匠を守る、敷地内に木を植えるなど、里山集落景観の保全に努めましょう



市街地や田園風景の広がり、野洲川の流れを一望できる龍王山の峰や阿星山系、岩根山系など優れた視点場の環境の整備、適切な維持管理を行います。

新緑の時期の市道十二坊線の写真を挿入予定

十二坊林道や県立希望ヶ丘文化公園へのアクセス道路は、四季が感じられる気持ちの良い道路として不法投棄の防止などに取り組みましょう



②田園景観（農地、農村集落）

◆景観づくりの方針

基本方針	具体的施策の展開方針
<ul style="list-style-type: none">・ J R 草津線沿線などに広がる一団の優良農地は、無秩序な土地利用を規制し、優れた田園景観を保全します。・ 農地や樹林地と一体となって固有の景観を形成する集落地域は、心が落ち着きあたたかみを感じるふるさとの景観づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none">・ 平地部に優良農地が広がる良好な景観を保全します。・ 農村集落に残る伝統的な建築様式、自然素材による良好な景観の維持を促進します。・ 集会所や社寺境内地などコミュニティスペースにおける地域住民による手づくりの修景、良好な景観づくりを促進します。

◆目指す景観イメージ



◆具体的に配慮すべき事項

※ は市民、事業者等が配慮すべき事項



周囲の自然景観に調和した建築物・工作物の規制・誘導等により、良好な田園景観を今後とも保全します



一団の農地は、重要な自然景観を構成する要素であるため、適正な管理に努めましょう



耕作放棄地の発生を防ぎ、良好な里山景観を維持、継承しましょう

地域の風土に根ざした伝統野菜などが栽培される風景を演出したり、畦を利用して景観作物を植えるなど、美しい農地づくりを意識しましょう

下田ナス、弥平トウガラシなど伝統野菜、特産野菜の栽培風景

景観作物による良好な景観



農地内に看板・屋外広告物等を設置することは避け、農地が広がる田園風景を保全しましょう



瓦葺の勾配屋根、杉の焼板、漆喰壁など伝統的な建築様式、農村集落の雰囲気に調和した色彩など、良好な集落景観の維持、継承に取り組みましょう



集落内のオープンスペースの緑化などにより、潤い豊かであたたかみのある景観づくり、維持に努めましょう



鎮守の杜や社寺境内地の樹林、地域住民にとってシンボリックな巨樹などの身近な景観資源は、その風致（自然のおもむき）や“いわれ”を適切に次代へとつなぎ、地域の誇りとして積極的な修景整備に取り組みましょう

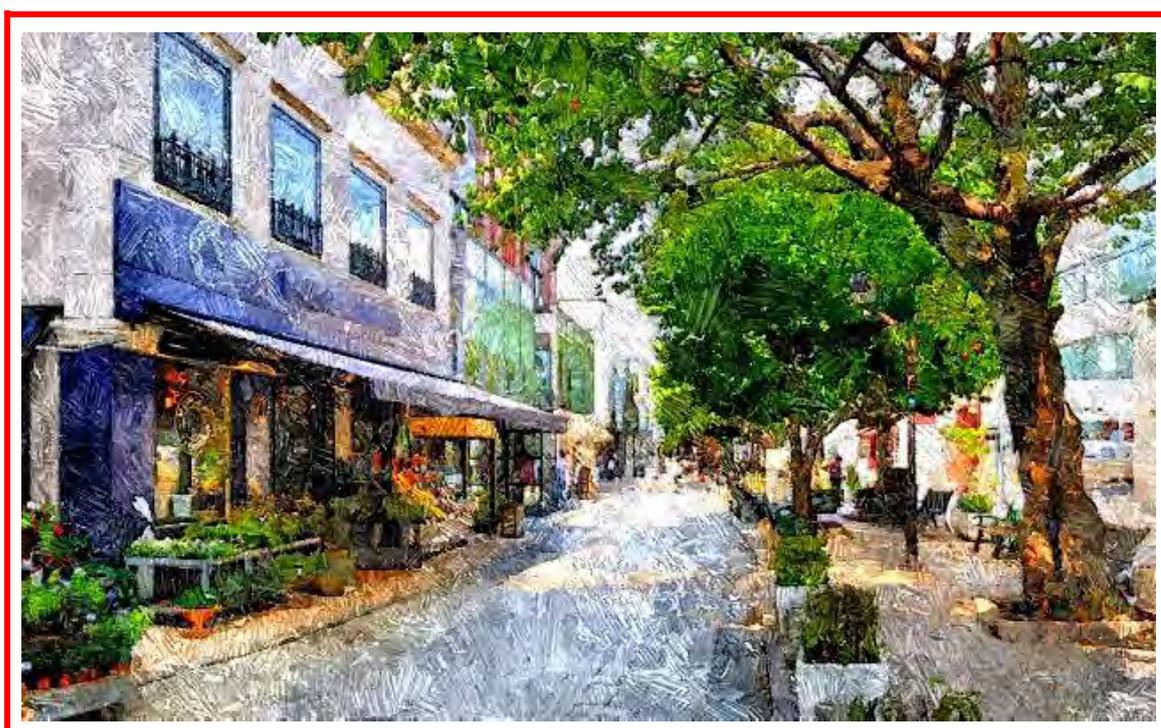


③市街地景観

◆景観づくりの方針

基本方針	具体的施策の展開方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 駅周辺は、本市の都市拠点にふさわしい市街地景観の形成に向けて、活力やにぎわいの中に安らぎが感じられる景観づくりを先導的に進めます。 ・ 計画的な市街地整備を推進する地区においては、周辺と調和し、統一感のある魅力的な景観づくりを戦略的に進めます。 ・ 湖南工業団地や国道 1 号沿道の大規模工場が集積する地区では、周囲への影響に配慮した緑豊かな景観づくりを適切に誘導します。 ・ 住宅地においては、身近な景観づくりへの意識や行動を育み、緑豊かで市民が『住んで良かった』と思えるあたたかい景観づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業地では店舗の建築物や広告物のデザイン向上、周辺景観との調和、積極的な緑化や花植えなどによるあたたかみやもてなしが感じられる景観づくりを促進します。 ・ 特に、計画的な市街地整備を推進する地区においては、地域特性に応じて建築物の高さや形態、色彩、緑化などのルールを策定し、良好な景観づくりを誘導します。 ・ 工業地における積極的な敷地の緑化、資材の堆積場所や塀・柵の修景など、良好な景観づくりを促進します。 ・ 住宅地における景観に関する合意形成、ルールづくりなどの取り組みに対する情報提供や助言を行い、住民主体の持続的な景観づくり、コミュニティづくりを促進します。

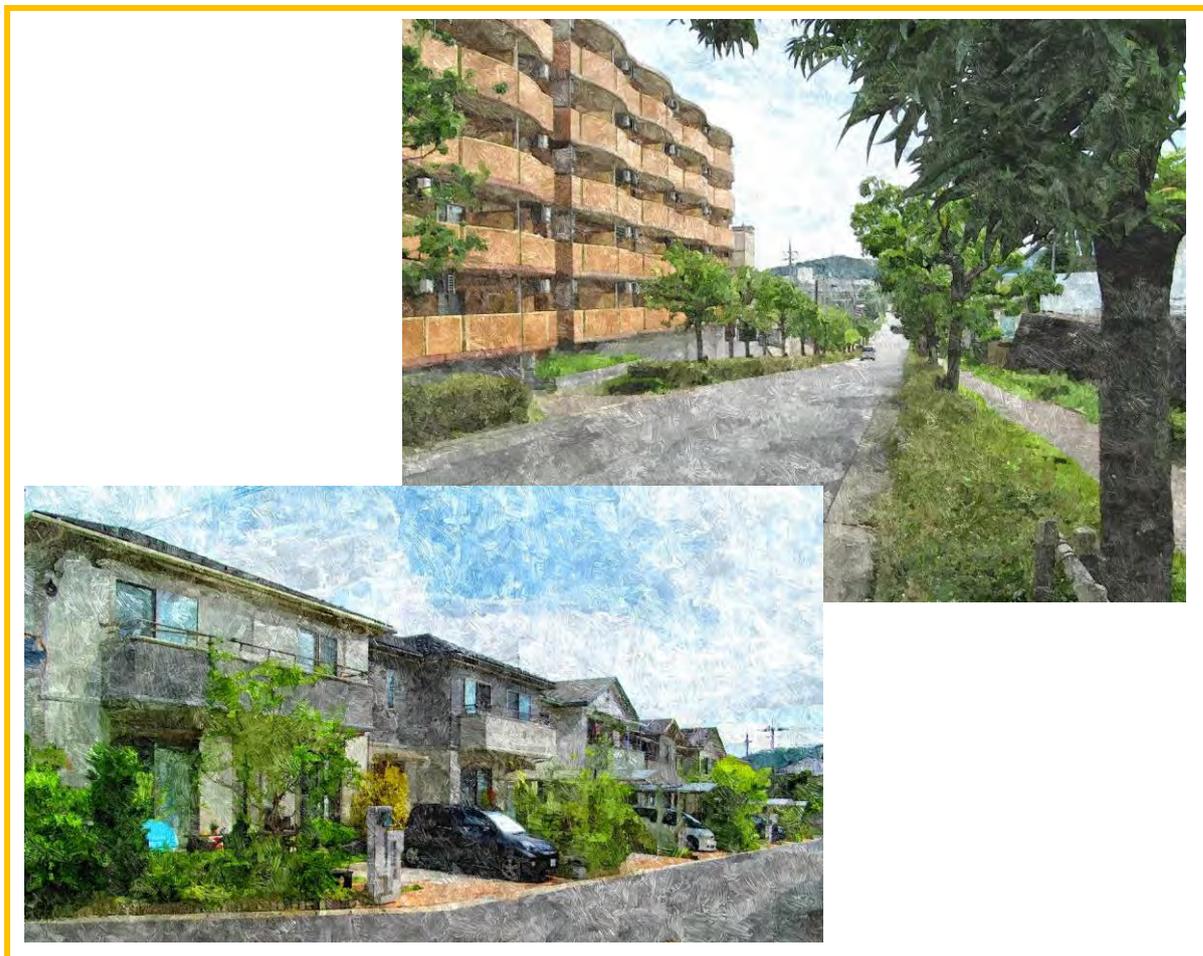
◆目指す景観イメージ（商業地）



◆ 目指す景観イメージ（工業地）



◆ 目指す景観イメージ（住宅地）



◆具体的に配慮すべき事項

※ は市民、事業者等が配慮すべき事項



広告物の位置や大きさに配慮するなど通りとして統一感のある景観創出に取り組みましょう



骨格的な通りにおける街路樹等の緑の維持・充実を進めます

敷地の緑化に積極的に取り組み、街路樹等との相乗効果による潤い創出に取り組みましょう

安全性確保の観点だけでなく、良好な景観づくりの観点からも広告物や工作物の手入れ、美観維持に努めましょう



花や緑でもてなしの心が感じられる景観的演出を行いましょ



工業団地内の幹線道路は、敷地規模が大きい工場集積地にふさわしい風格のある道路景観づくりを進めます

敷地の緑化に積極的に取り組み、街路樹等との相乗効果による潤いの創出に取り組みましょう



沿道から見える部分の印象的な緑化、良好な景観づくりに努めましょう



公共空間の緑地の維持管理に参画しましょう



骨格的な通りにおける
街路樹等の緑の維持・
充実を進めます

街路樹や植え込みの維持管理に積極的に参画しましょう



擁壁や駐車場など敷地
内の緑化に積極的に取
り組みましょう

ブロック塀、コンクリート塀はなるべく避け、
生垣や石垣、板塀など自然の素材を用いませう
長時間の路上駐車は避けませう



④都市施設景観

◆景観づくりの方針

基本方針	具体的施策の展開方針
<ul style="list-style-type: none">・今後の都市施設整備に当たっては、地域の景観特性との調和に配慮しつつ、質の高い景観づくりを進めます。・公共公益施設をはじめ、観光・レクリエーション拠点、JR駅周辺など、顔となる施設周辺は、魅力ある景観づくりに取り組みます。・看板や案内板などのサインや街路灯などは、個性があり愛着が持てる施設景観として統一的な整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none">・公共公益施設における地域の景観特性に調和した質の高い建築物デザインの導入や、その駐車場を含めた敷地の積極的な緑化などを通して地域全体のイメージアップを図るとともに、良好な景観事例として周辺の民間施設に対しての波及を図ります。・JR石部駅前及び三雲駅前では、東海道を散策する旅行者などを出迎え、見送る場として、歴史的街並みのイメージに調和した景観誘導や積極的な緑化を促進します。・都市公園では、利用者の積極的な参画による緑や水辺の充実と適正な維持管理に取り組み、地域に根差した公園として一層の活用促進を図ります。

◆目指す景観イメージ



◆ **具体的に配慮すべき事項**

※ は市民、事業者等が配慮すべき事項



周辺と調和したデザインや優れたデザインを採用し、良好な景観づくりを牽引します



拠点的な公共施設や公園の緑化に積極的に取り組みます



市民共有のオープンスペースをみんなが憩える場としての環境づくりと維持管理に取り組みましょう



駅利用者をあたたかく出迎える景観づくりに取り組みましょう

⑤自然・歴史文化資源景観

◆景観づくりの方針

基本方針	具体的施策の展開方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 寺社仏閣、歴史・文化的に価値の高い資源、固有の自然資源などを景観づくりの要素として位置付け、地域の個性を高める拠点景観づくりを進めます。 ・ うつくし松自生地の適正な維持管理や周辺の環境整備、地域の貴重な景観資源を後世に伝えるために必要な取り組みを行います。 ・ このほか、地域住民に親しまれ地域のシンボリックな存在となっている巨樹、特徴的な樹木を住民主体で守り、活かす環境整備を進めます。 ・ 湖南三山は、本市の主要な観光拠点となる資源であるため、周辺の自然環境や集落を含めた景観づくりを一体的に進め、魅力の向上を図ります。 ・ 三雲城跡をはじめとする甲賀郡中惣城郭群は、特色ある景観資源として、まちづくりに活かします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寺社仏閣など、歴史・文化的に価値の高い資源や良好な景観の一部を構成している建築物については、その建築様式や材質の維持、継承を促進します。 ・ うつくし松周辺においては、雑木の伐採や下草刈りなどの環境整備だけでなく、幼樹の移植や管理、病虫害防除・駆除などに取り組みます。 ・ 地域住民が愛着を寄せる樹木や建造物を主体的に維持、保全する活動を後押しする支援制度を整えます。 ・ 湖南三山は、国宝である文化財の単体でなく、周辺の建築物の形態、高さ、色彩の誘導、緑化の促進や豊かな自然環境を楽しむ散策路の整備などを進めます。 ・ 甲賀郡中惣城郭群は国の史跡指定を働き掛けるとともに、周辺の環境整備、景観誘導に取り組みます。

◆目指す景観イメージ



◆ 具体的に配慮すべき事項

※ は市民、事業者等が配慮すべき事項



うつくし松自生地の下草刈りなどの環境整備、幼樹の移植や管理、病虫害防除・駆除などに取り組みます



地域のシンボルとなっている樹木の保全、周辺の環境整備に地域で取り組みましょう



指定文化財となっている建築物だけでなく、周辺を含めた良好な景観づくりに取り組み、地域全体の魅力を高めていきましょう



身近な社寺境内地等の良好な景観の維持に努めましょう



⑥河川景観

◆景観づくりの方針

基本方針	具体的施策の展開方針
<ul style="list-style-type: none">・野洲川は、母なる琵琶湖へと注ぐ雄大な河川のオープンスペースを活かした憩い・レクリエーション・スポーツの場として水と緑のうるおい豊かな景観づくりを進めるとともに、堤防空間などを活かし、地域を繋ぐ連続的な河川景観づくりを進めます。・身近な小河川や用水空間は、市民の主体的な維持管理やまちづくりへの活用を促しながら、治水・利水機能のほか、親水空間としての整備などを進め、周囲の環境と一体となった心安らぐ景観づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none">・野洲川は、憩い・レクリエーション・スポーツの拠点整備やこれらをネットワークする散策路の整備、日陰のできる樹木の植樹などを進めます。・水辺特有のうるおいや生き物の生息環境に触れることができる身近な河川や用水空間は、治水・利水機能のほか、景観や親水性に配慮した護岸整備を進めるとともに、市民主体の環境学習活動、維持管理活動を促進します。

◆目指す景観イメージ



◆ **具体的に配慮すべき事項**

※ は市民、事業者等が配慮すべき事項



市民共有のオープンスペースとして広々としたのどかさや潤いが感じられる景観づくりに取り組みます



身近な水辺のうらおいに親しみ積極的に活用しましょう



河川・水路の水辺や堤防空間を活用して地域を繋ぐ良好な景観づくりを進めます



身近な河川の水辺を環境学習などの場として活用するとともに、積極的に維持管理に参画しましょう



⑦沿道・沿線景観

◆景観づくりの方針

基本方針	具体的施策の展開方針
<ul style="list-style-type: none">・ 国道1号バイパスなどの主要な幹線道路沿道やJR草津線沿線は、多くの人が行き交う重要な視点場として位置づけ、地域の特性に調和した良好な沿道・沿線景観づくりを進めます。・ 周囲を取り囲む山地・丘陵地や優良農地、集落などが一体となって“のどかさ”を醸し出す特に良好な景観が広がるエリアでは、阻害要因となる過度に大きな看板やけばけばしい色調の広告板などの制限に取り組みます。・ 身近な道路空間は、花や緑でうるおいを演出し、地域への誇りと愛着が感じられる人にやさしい景観づくりを促進します。	<ul style="list-style-type: none">・ 国道1号バイパスの沿道は、建築物や広告物、駐車場の配置や緑化に関するルールを定めるなど、田園地域を縦貫するバイパス道路にふさわしい良好な沿道景観の創出を図ります。・ 道路整備などによって生じた残地においては、地域住民による主体的な植栽などの緑化活動や修景活動を促進します。

◆目指す景観イメージ



◆ **具体的に配慮すべき事項**

※ は市民、事業者等が配慮すべき事項



屋外広告物の大きさや色彩の配慮、駐車場の緑化など幹線道路沿道の良好な景観づくりに積極的に協力しましょう



優良農地の広がりの中を通る幹線道路では、屋外広告物の規制など良好な沿道景観づくりに取り組みます



草津線の車窓から見える良好な田園風景の維持保全に努めましょう

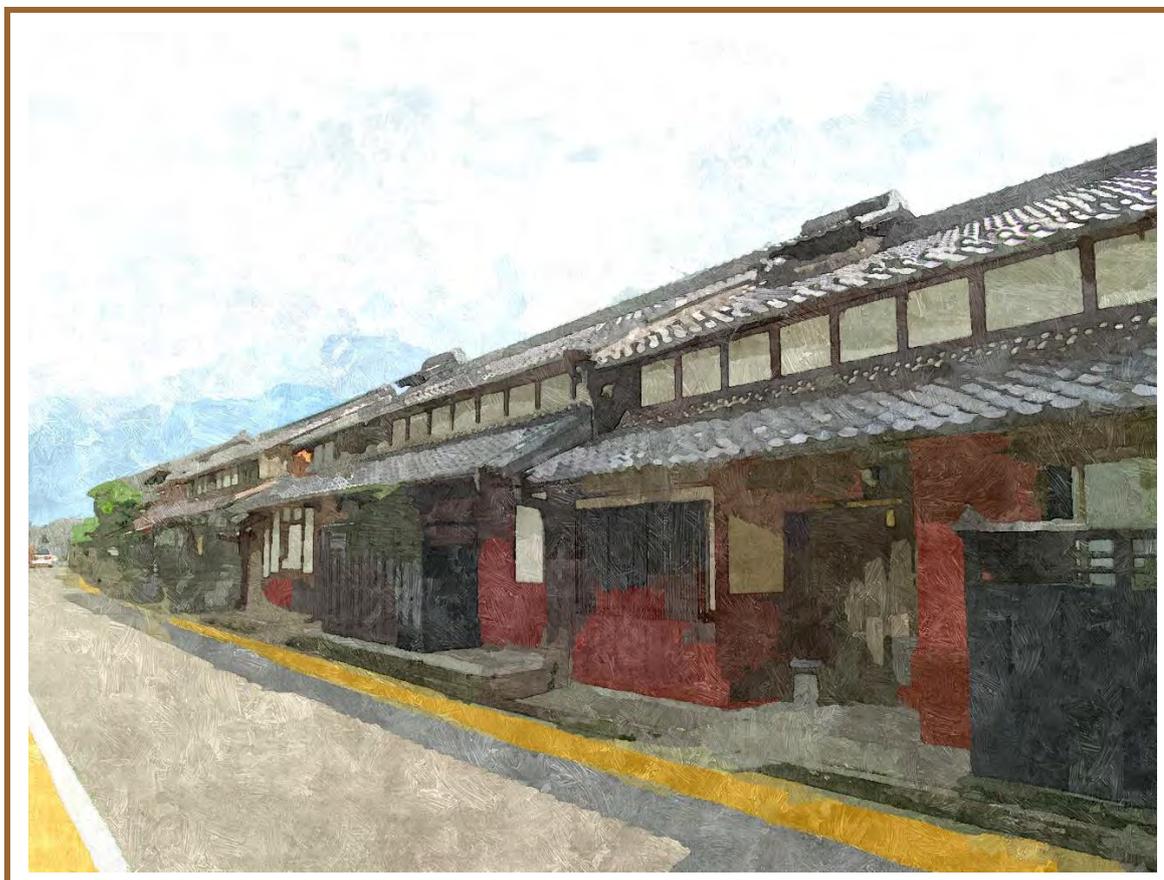


⑧歴史街道景観

◆景観づくりの方針

基本方針	具体的施策の展開方針
<ul style="list-style-type: none">・石部宿周辺は、本市のかけがえのない資産であるため、今後とも、市民や行政、まちづくり団体などの多様な主体が連携を図りながら、歴史や文化的な雰囲気を感じられる景観づくりを進めます。・東海道は、銀ねずみ色の瓦屋根や紅柄の柱・梁、生け垣、土塀などが残り、街道から見える緑の山並みや地形条件によって固有の景観が形成されているため、地域住民の暮らしや愛着と誇りを大切にしながら、歴史的な街並みの保全と修復に向けた取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none">・東海道の街並みの歴史的な雰囲気を将来にわたって維持、継承するため、市民や行政、まちづくり団体など、多様な主体の参画による景観づくりを促進します。・周辺の景観と調和のとれた街並みを形成していくため、建築物の形態、高さ、色彩などに関するルールを定めます。

◆目指す景観イメージ



◆具体的に配慮すべき事項

※は市民、事業者等が配慮すべき事項



東海道を散策する人々にとっての休憩場所、地域のコミュニティスペースとして、もてなしの雰囲気、東海道らしい景観の維持に努めましょう

道路の舗装整備、無電柱化、看板・自動販売機の修景など、東海道らしい景観づくりに取り組みます



東海道の歴史的な雰囲気をつくりだしている伝統的な建築様式の建築物の維持に努めましょう



建替えの際には、周辺の景観に調和した高さ、形態、色彩に配慮しましょう



東海도에面して駐車スペースを設ける際には、目隠しを設置するなど街並みへの配慮に努めましょう



事業所においても街並みに配慮した建築行為などに努めましょう



建築物や工作物の美観の維持に努め、良好な景観づくりに積極的に協力しましょう



歴史的な名所旧跡のイメージにあったあたたかみを感じる案内看板などで東海道を散策する人々を迎えましょう
また、その美観の維持に努めましょう



歴史的な名所旧跡周辺の良好な景観づくりに取り組みましょう



あたたかいもてなしの心が感じられる手づくりの休憩場所を設置するなど、東海道を散策する人々を迎え、地域の魅力を高めましょう



東海道から見える路地に面する建造物についても街並みとの調和に配慮しましょう



敷地内の庭木などの充実、適切な維持管理に努め、歴史的な雰囲気に加え、うるおい、彩りのある街並みづくりに取り組みましょう



第4章 重点地区景観づくりの方針

本章では、今後重点的に景観づくりを推進すべき区域の考え方を整理するとともに、その候補地区における景観づくりの方向性と展開イメージを提示します。

1 重点地区の景観づくりの方針

1) 景観づくり重点地区の選定の考え方

- ・良好な景観を創造していくためには、これまで育まれてきた地域の個性や特色を最大限に活かした景観づくりを推進することが重要です。
- ・その推進に際しては戦略的な視点のもとで本市の景観づくりのモデルとなる景観づくりを重点的に推進し、その取り組みを全市的に広げていくことが重要となります。
- ・このため、下記の視点から本市の景観づくりのモデルとなる区域を抽出し、『景観づくり重点地区』に位置づけ、地域の個性や特色を活かしながら、地域住民や事業者、行政などが協力して優れた景観づくりに取り組みます。

《重点地区抽出の視点》

① イメージアップの効果が高い区域

- ・湖南省を代表する観光地など多くの人を訪れる地域で、先導的な景観づくりを展開することによって、本市全体のイメージアップに効果が高いと期待される区域。

② 大規模な市街地整備が実施される区域

- ・周辺の景観に大きな影響を与えることが予想される大規模な市街地整備が実施中あるいは予定されている区域。

③ 地域住民のまちづくりに対する意欲が高い区域

- ・地域の環境美化活動など多様なまちづくり活動を実践している区域や、地域住民の身近なまちづくりに対する意欲が高い区域、あるいは期待できる区域。

④ 総合的に各種の施策が展開でき、モデルとして適した区域

- ・固有の地形条件や自然条件を有していたり、景観資源や各種公共公益施設が点在するなど、各種の施策を総合的に展開することができる区域。

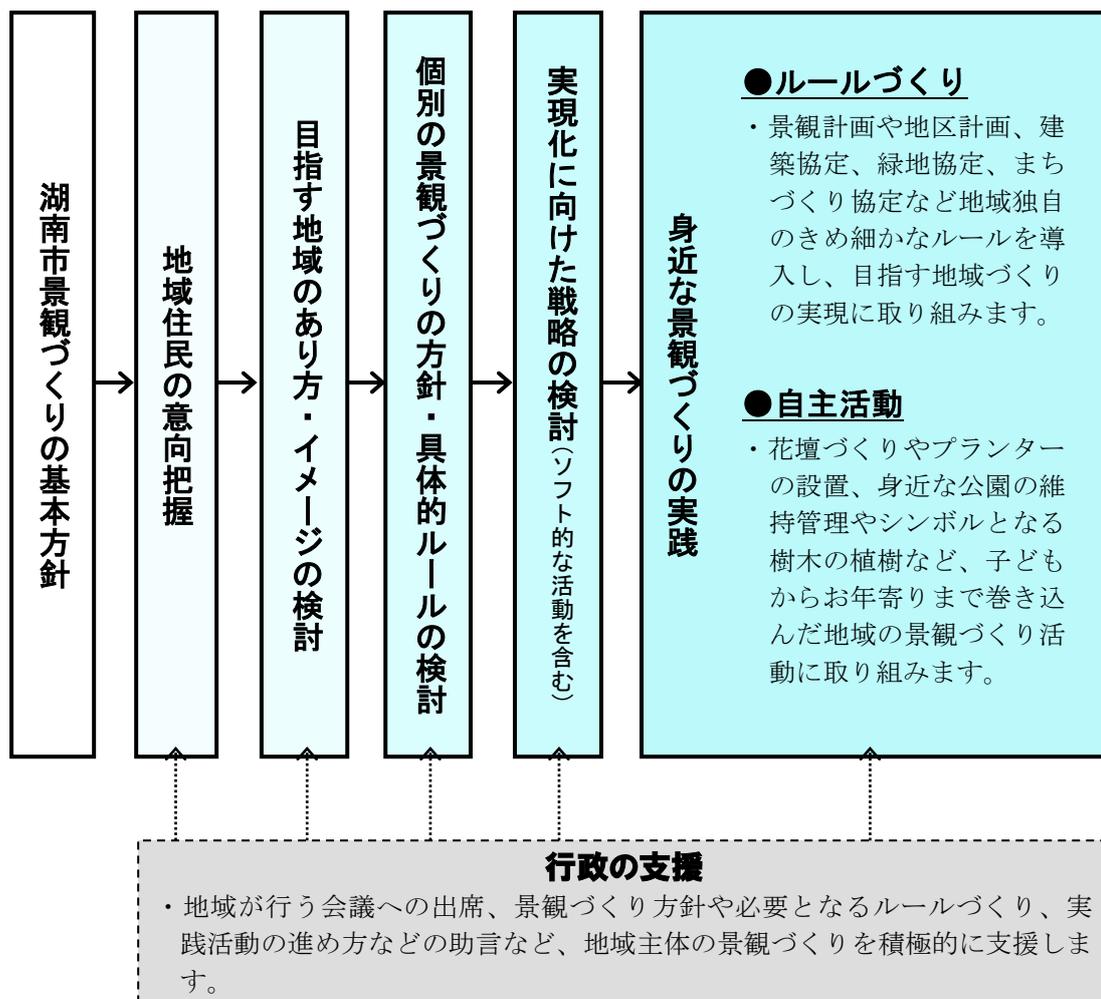
2) 景観づくり重点地区の候補地

- ・前ページの抽出の視点①～④に基づき、以下の3箇所を景観づくり重点地区の候補地区として他のモデルとなるような良好な景観づくりを進めていきます。
- ・具体的に景観づくりを進めていく際には、地域住民の意向や意欲の高まりを踏まえながら、景観に影響を及ぼす行為に関する規制・誘導制度の導入や住民による景観づくり活動の支援、公共空間の修景などを行っていきます。

景観づくり重点地区 (候補地区)	視点	方向性
東海道沿道	①、③、④ 東海道の宿場などとして古くから街並みが形成された地域であり、今も伝統的な様式の家屋や名所・旧跡が残り、街道らしい雰囲気を感じられる これまで受け継いできた固有の景観資源として、暮らしやすさの向上と合わせて景観の維持に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・東海道全体の建築物の形態、高さ、色彩などの制限 ・石部駅・三雲駅前における形態、色彩などの景観誘導
湖南三山 周辺	①、③、④ 国宝湖南三山として知名度が向上し、年々参詣する人々が増えている 貴重な文化財の保全だけでなく周辺の山林や集落も合わせて良好な景観づくりを進め、一層の魅力向上、地域の活力維持に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・西寺、東寺、岩根の集落における建築物の形態、高さ、色彩などの制限
野洲川及び 国道1号 バイパス周辺	①、②、③ 市域の中央部にある広大で水と緑の潤い豊かなオープンスペースである野洲川、国土レベルの広域交通の一翼を担う国道1号バイパスにおいて、本市らしい良好な景観づくりに取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ・野洲川の潤いに親しめる環境づくり ・国道1号バイパス沿道における屋外広告物の制限 ・大規模な市街地整備が実施される区域における、高さ、色彩、緑化などの制限

3) 景観づくり重点地区の景観づくりの進め方

- ・景観づくり重点地区では、本方針をもとに、地域住民や事業者、行政が協力し合いながら景観づくりを継続的に実践していくことを基本とし、長期的に愛着と誇りが感じられる個性的な景観がつくられることを目指します。
- ・地域住民の景観づくりへの意欲や主体的な取組みを育むことから進める区域、身近な景観づくりの実践のさらなる活発化を促進する区域など、重点地区それぞれの状況に応じて、啓発や活動支援を行うため、地域の基礎資料の提供、各種制度の説明、アドバイザーの派遣や活動費の助成など、地域住民主体の景観づくりに対する支援制度を検討します。



2 重点地区候補地の景観づくりの方針

1) 東海道沿道の景観づくりの方針

(1) 景観づくりの方向性

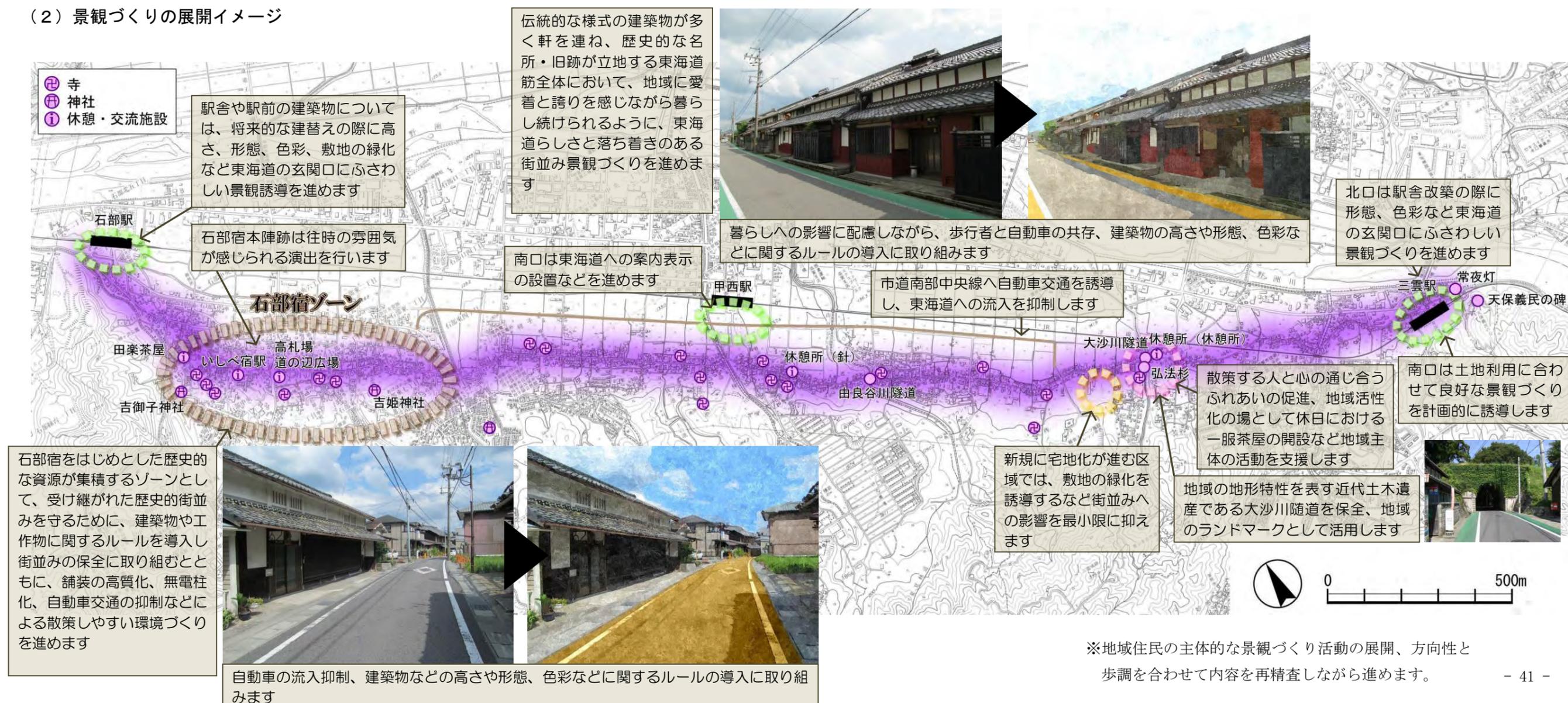
【歴史街道東海道らしさが感じられる街並みづくり】

- 古（いにしえ）の時代から現代、さらに将来へと続く歴史の積み重ねが感じられる街並みづくりを目指します。
- 特に、東海道として多くの人が行き交った往時を偲ばせる名所旧跡や伝統的な街並みが醸し出す独特の歴史的な雰囲気大切に、現代の暮らしやすさや豊かさ、安心安全との調和を図りながら、良好な景観づくりを進めます。

【街道に暮らす人々、行き交う人々にとって心地よい共有空間づくり】

- 古くから多くの人が行き交い、街道として、また、人が暮らす場として発達した東海道の道路空間は、家の中から通りの気配を何となく感じ取ることができるなど、人々が暮らし、歩く空間として適度な距離感のスペースとなっています。
- 休日を中心に東海道を散策する人々が増えている一方で、国道1号バイパス、市道南部中央線の整備によって東海道における日中の自動車交通量にも変化が見られます。今一度、安心安全に暮らすことができ、散策を楽しむことができる場として東海道の価値を見つめ直し、温かみのある心地よい空間づくりを目指します。

(2) 景観づくりの展開イメージ



2) 湖南三山周辺の景観づくりの方針

(1) 景観づくりの方向性

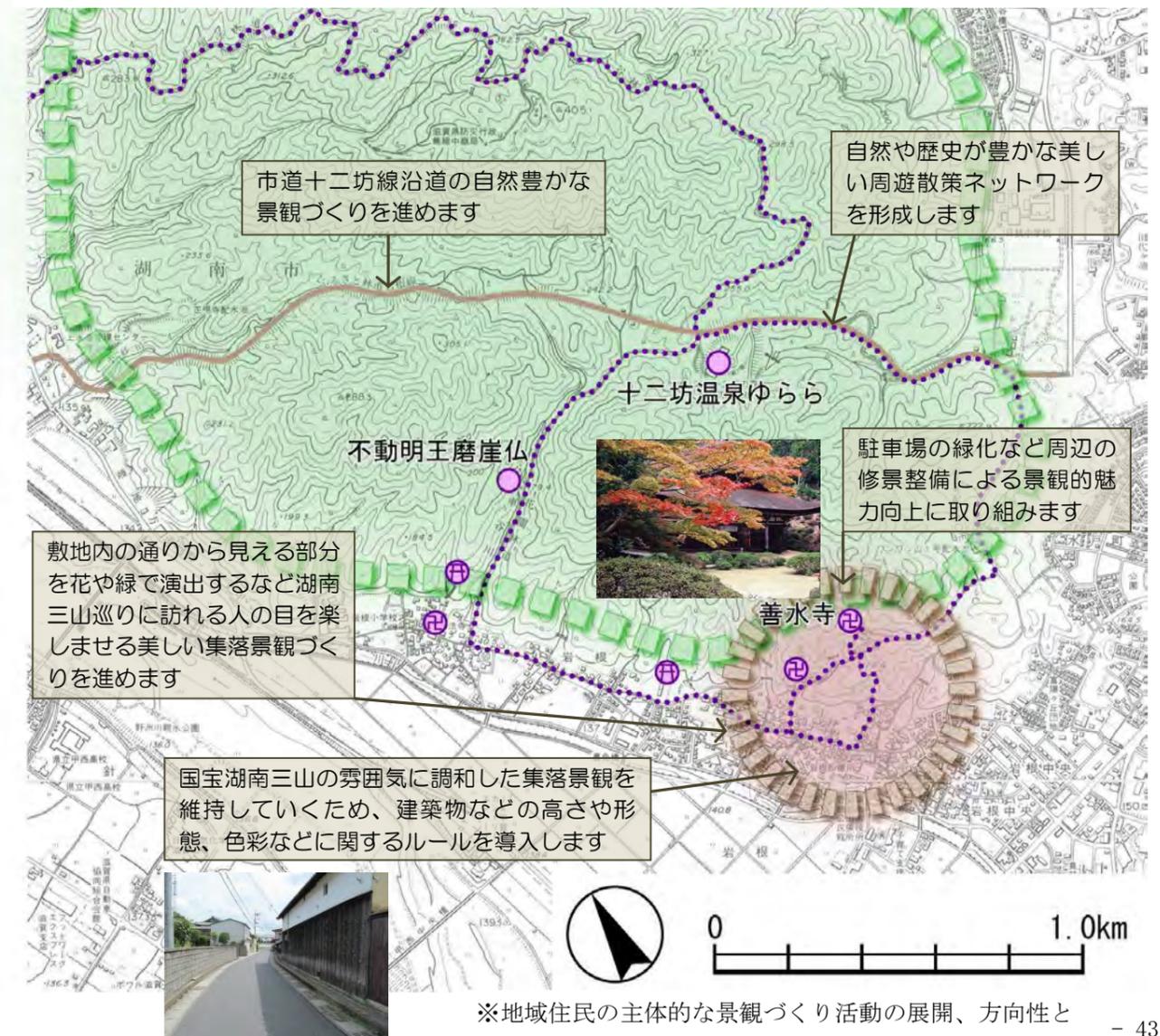
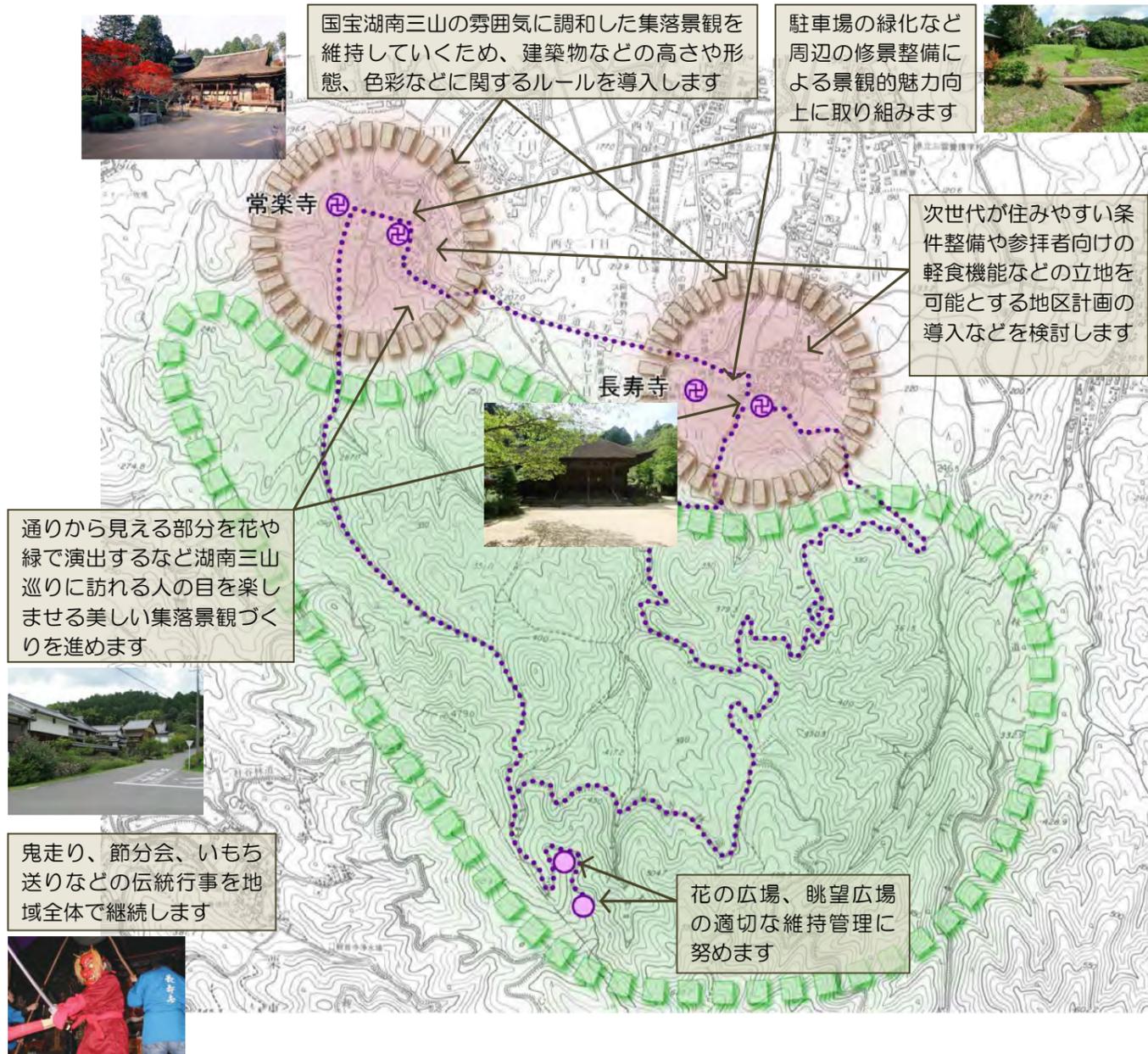
【国宝湖南三山を抱く地域と一体となった景観づくり】

- ・ 国宝に指定されている長寿寺本堂、常楽寺本堂及び三重塔、善水寺本堂の保全はもちろんのこと、その周辺に広がる緑豊かな山林、しっとりと落ち着きのある集落の家並みなどを含め、地域一体で良好な景観づくりを目指します。

【豊かな環境を実感して暮らし続けられる集落環境づくり】

- ・ 今後とも、農村集落、里山集落ならではの豊かさを維持するとともに、次世代が国宝とともに暮らすことの価値に誇りを持って住み続けられる集落を目指します。
- ・ 地域の優れた環境、景観や国宝湖南三山を資源として、地域ぐるみの交流事業に取り組み、地域の活力の維持と増進を目指します。

(2) 景観づくりの展開イメージ



※地域住民の主体的な景観づくり活動の展開、方向性と歩調を合わせて内容を再精査しながら進めます。

3) 野洲川及び国道1号バイパス周辺の景観づくりの方針

(1) 景観づくりの方向性

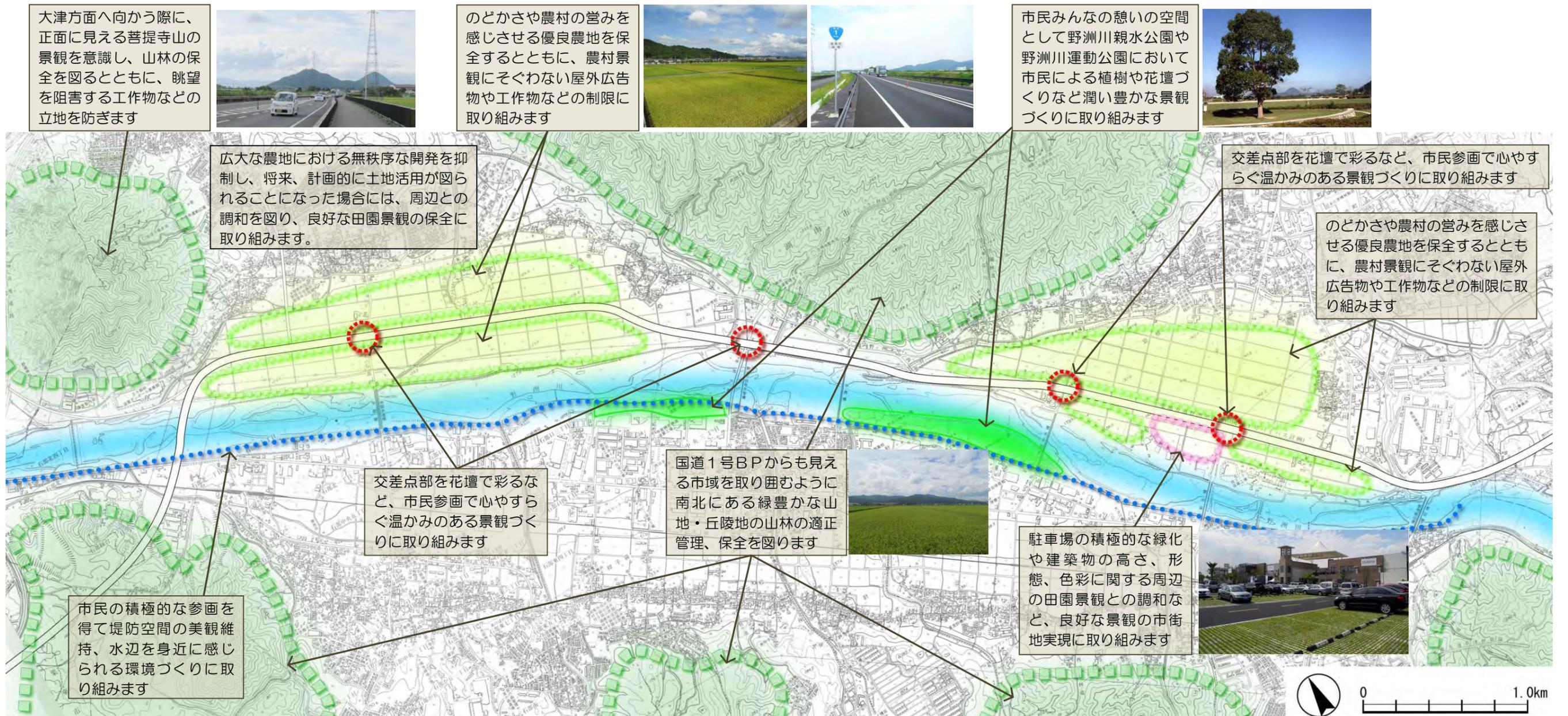
【清々しい野洲川、のどかな田園、美しい山並みが心に刻まれる景観づくり】

- ・市域の中央部を琵琶湖に向かって流れ、水と緑の潤い豊かなオープンスペースである野洲川に市民が積極的に親しむことができる景観づくりを目指します。
- ・広域交通を担う国道1号バイパスを利用する人々に沿道の優良農地の広がり、南北の山並みの美しさを印象付け、湖南市のイメージを高める景観づくりを目指します。

【美観の維持や修景に込められた市民の心意気が伝わる温かみのある景観づくり】

- ・野洲川の河川敷空間を利用した公園や堤防空間において、市民の積極的な参画による植樹や花壇づくり、美観維持活動などを通じて、潤い豊かで“ほっ”心がやすらぐ景観づくりを目指します。
- ・山並みや農地など自然的景観を守ることと合わせ、新たに整備される市街地や交差点部などにおいて心に響く景観づくりを目指します。

(2) 景観づくりの展開イメージ



第5章 景観づくりの具体的な進め方

本章では、景観法の規定による制度の活用の方針など、「湖南省景観づくりの基本方針」に基づく今後の景観施策の展開の方針を提示します。

1 今後の景観づくりの進め方

- ・ 今後は、本方針に基づいて道路や公園など景観に配慮した公共施設の整備を推進するとともに、景観づくりに関する個別具体の計画の策定・実施、景観に対する市民意識の底上げや各種の施策、制度の創設により、地域住民や事業者等の主体的な取り組みと連携した特色ある景観づくりを推進します。

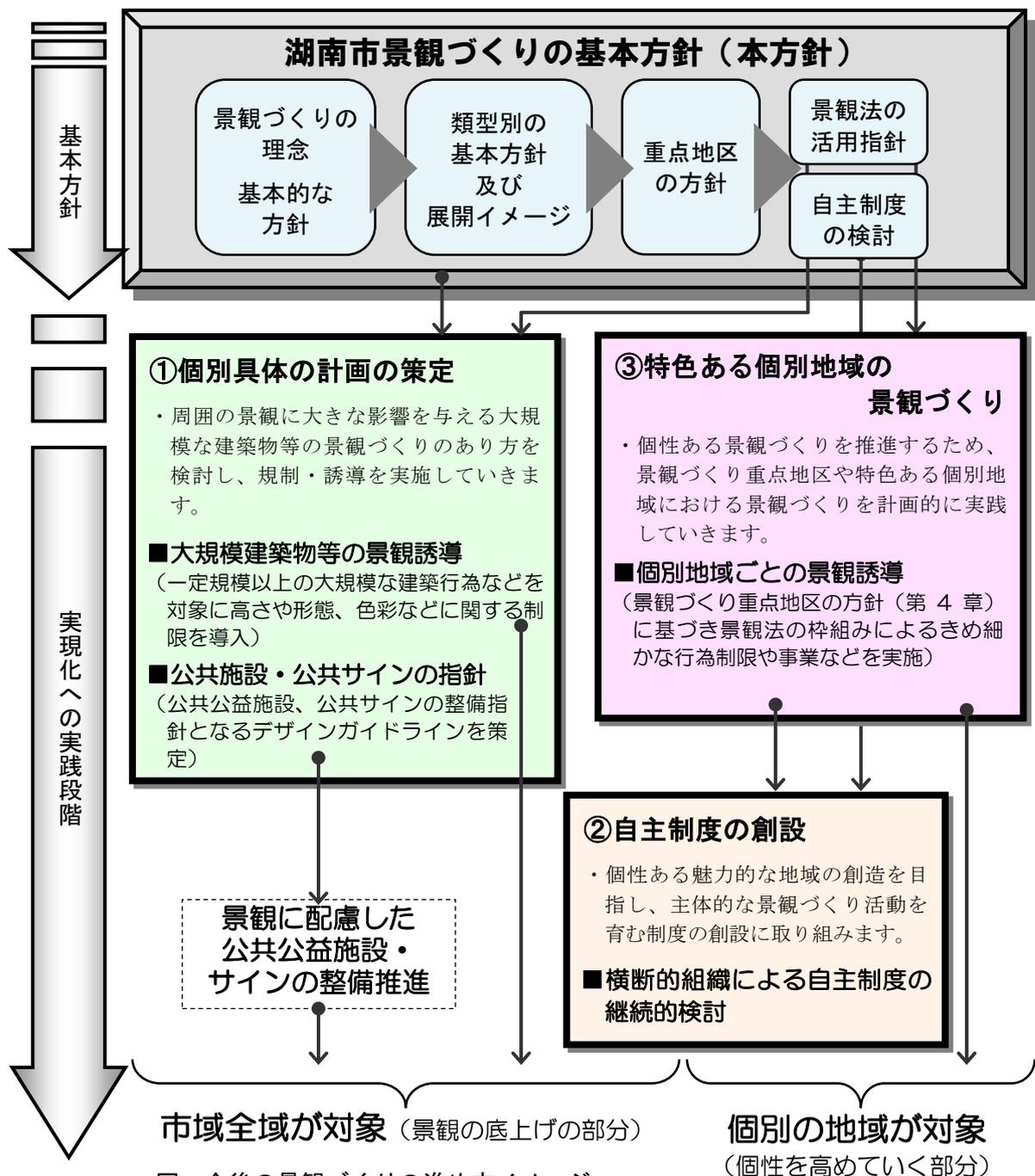


図 今後の景観づくりの進め方イメージ

①本方針に基づく個別具体の計画の策定・実施

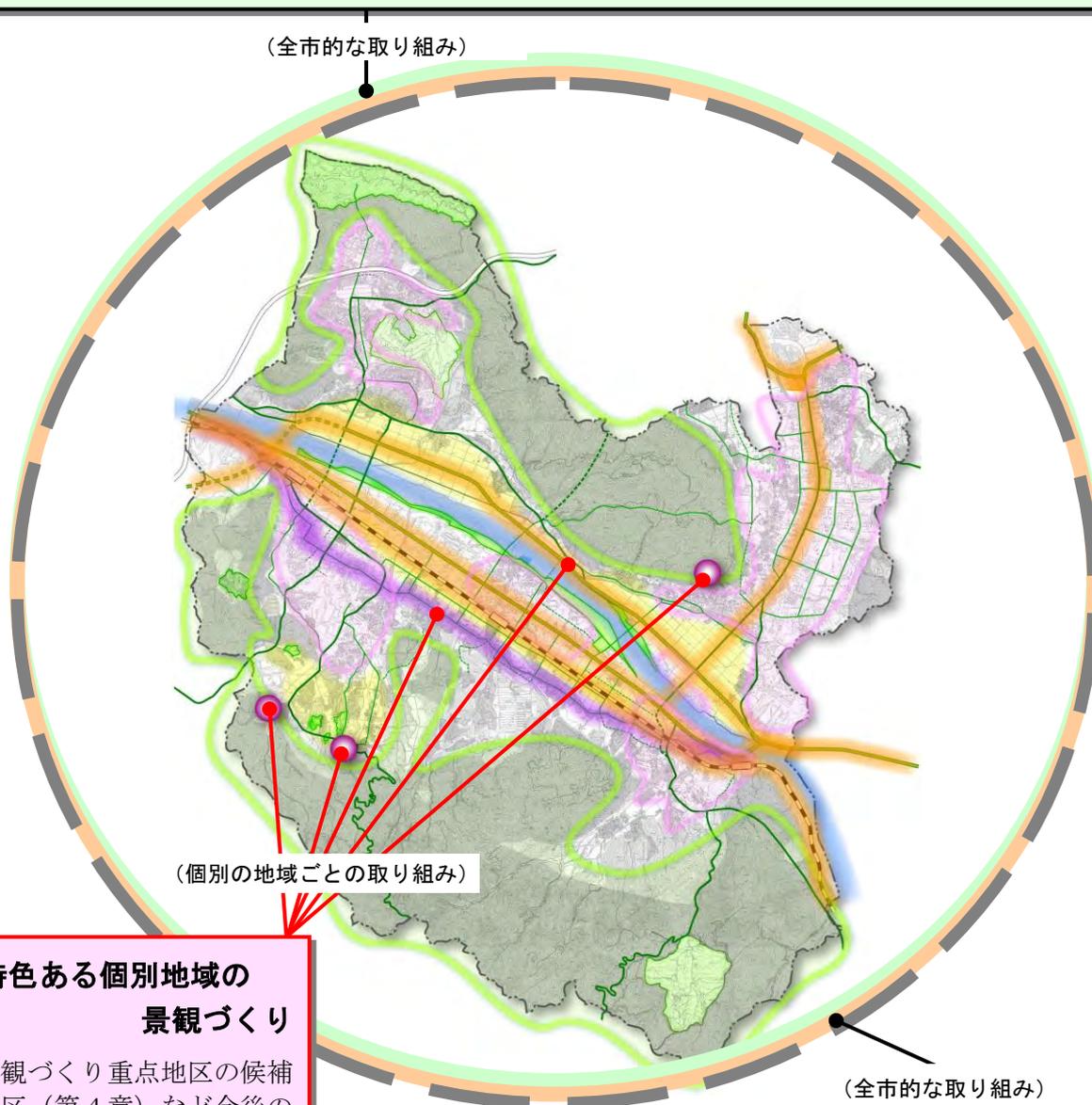
- ・本方針を実現するため、必要となる個別具体の整備計画を策定し、実践します。

●大規模建築物等の行為制限

- ・周辺の景観に影響を与える大規模な建築物などは、大きさ、高さ、形態、色彩などの景観づくりの基準を設定し、周囲の景観と調和した景観誘導に取り組みます。

●公共公益施設・公共サインに関する景観配慮の指針

- ・公共公益施設、公共サインの大きさ、高さ、形態、色彩などのデザインガイドラインを策定し、公共公益施設及び公共サインの整備を通じた良好な景観づくり、イメージ向上に取り組みます。



③特色ある個別地域の景観づくり

- ・景観づくり重点地区の候補地区（第4章）など今後の都市づくりにおいて重要となる個別の地域を対象として、地域住民が主体となって建築物の形態・意匠等に関する基準を定め、特色あるきめ細かな景観づくりを実践します。

②自主制度の創設

- ・“ずっとここに暮らしたい！”と思える湖南省市を実現する上で基本となる市民が主役の景観づくりに向けて、景観への市民の意識を底上げする顕彰制度の充実、積極的・主体的に身近な景観づくりに取り組む地域を支援する制度の創設などに取り組みます。

2

景観法の活用

(1) 景観法活用の基本方針

- ・本方針に掲げる景観づくりの基本理念と目標を実現するため、今後は、景観に関する市民意識の啓発を図るとともに、景観に関する総合的な法律である「景観法」に基づく各種施策の展開を積極的に推進していきます。
- ・本市の全域を対象に、景観への関心を高め、本市の景観水準の底上げを図るため、周辺の景観に与える影響が大きい大規模な建築行為などを対象に景観に関する制限を検討します。
- ・また、景観づくり重点地区など特に良好な景観づくりを進めるべき地区を対象に、良好な景観づくりのための行為の制限を検討します。
- ・景観法に基づく制度活用の基本的な考え方は以下の通りです。

表 景観法活用の基本方針（その1）

景観計画に必ず定める項目	基本的な考え方
<p>●景観計画区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市域全域を対象として指定します。 ・景観づくり重点地区については、本方針の各候補地区における景観づくりに対する地域住民等の理解度、景観づくり活動の取り組み状況等に応じ、個別のエリア指定を検討します。
<p>●良好な景観の形成に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域ごとの景観像 ・その他明示すべき基本方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・市域全域の景観計画区域においては、本方針に定める基本理念や基本目標に即して定めます。 ・個別のエリアとして指定する区域においては、本方針の地区別景観づくりの方針等に即して定めます。
<p>●良好な景観の形成のための行為の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出対象行為 ・景観形成基準 ・条例による付加、適用除外 	<ul style="list-style-type: none"> ・市域全域の景観計画区域においては、周囲の景観に影響を与える大規模建築物等を対象とした行為制限を定めます。 ・個別のエリアとして指定する区域においては、個別エリアごとに届出対象行為及び景観形成基準を定めます。（特に良好な景観づくりを進めるべきエリアとしてきめ細かく対象行為や基準を定めます）
<p>●景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の基準 ・建築基準法の適用除外・緩和 ・樹木の管理の方法・基準 ・相続税の適正評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民とともに、愛着と誇りの拠りどころとなる良好な景観の建造物、樹木が適切に次世代に継承される仕組みを検討します。 ・保全すべき建造物、樹木として指定の対象となる建造物、樹木の基準を定めます。 ・登録文化財など他法令との関係、指定の必要性、妥当性を評価し、所有者の意向や管理能力の有無などを踏まえたうえで、必要に応じて指定します。

表 景観法活用の基本方針（その2）

必要に応じて景観計画に定める項目	基本的な考え方
○屋外広告物の表示、設置に関する行為制限	<ul style="list-style-type: none"> 良好な景観づくりに関して、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置が与える影響について、市民の理解促進を図り、位置や規模、色彩、表示面積などに関する本市の景観特性に合わせた基準の制定と、それに合わせて本市独自の屋外広告物条例の制定を検討します。
○景観重要公共施設の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 本方針を踏まえつつ、国道及び県道、一級河川、都市公園等の整備・改善等において、これらの公共施設が創り出している個性的な景観が守られるよう、また、周囲の景観と調和した景観整備が図られるよう、公共施設管理者の同意のもと積極的に指定します。
○景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 本方針を踏まえつつ、特徴的な田園景観を形成する地域を対象として、将来にわたり優れた景観を保全するため、必要に応じて指定します。

表 景観法活用の基本方針（その3）

その他景観法による制度	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観地区 (必須)建築物の形態・意匠の制限 (任意)建築物の高さの最高・最低限度 壁面の位置の制限 建築物の敷地面積の最低限度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別のエリアを対象として指定を検討します。 ・ 市街地の良好な景観づくりを図るため、個別エリアにおける地域住民の主体的な活動が展開され、きめ細かなルールや実践活動のもと、固有の景観が形成されている地区、またはその可能性がある地区のみを対象とします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観整備機構 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活動するNPO法人、公益法人 ・ 市民の景観の取り組みへの支援 ・ 景観重要建造物・樹木の管理(管理協定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物、景観重要樹木が指定された場合、また、景観農業振興地域整備計画が策定された場合において、まちづくりを行う公益法人やNPO法人の状況などを踏まえつつ、良好な景観づくりを担う主体として、必要に応じて指定します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要公共施設の整備計画の検討や、一定の区域における良好な景観づくりのための基準や方策等を検討する場合において、市と公共施設管理者、地域で活動を行う景観づくり団体などが協議する場として、積極的な活用を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観協定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区住民の全員同意 ・ ソフト施策を含めたきめ細かなルール 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画区域内の一定の区域において、土地所有者等の合意によって締結される景観に関する自主的なルールとして位置づけ、建築協定や緑地協定など同様に、地域の実情を踏まえて活用を促します。

3

市民が主役の景観づくりを促す自主制度

(1) 市民にとって使いやすい制度づくり

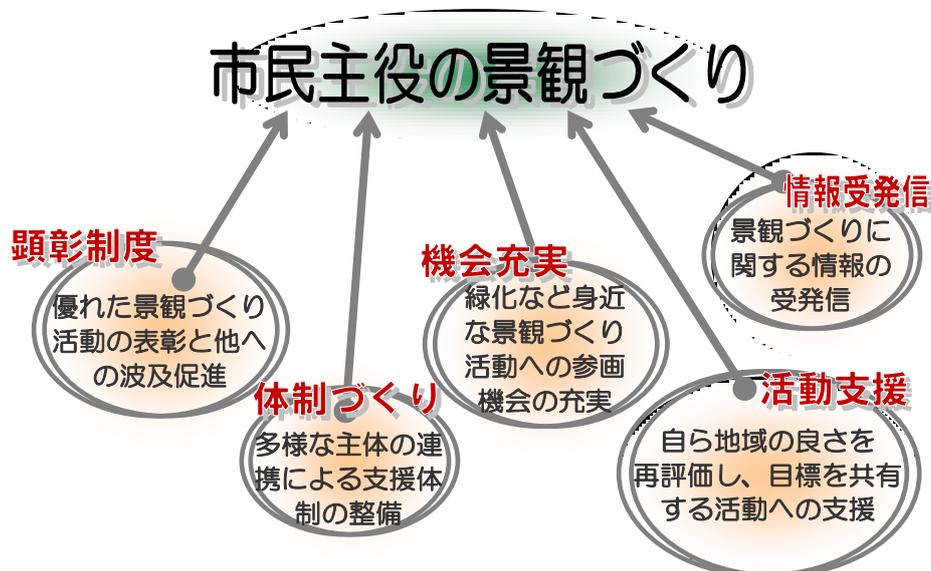
- ・“ずっとここに暮らしたい！”と思える美しい湖南省市を実現するためには、景観に配慮した公共施設の整備や積極的な緑化推進を図るとともに、『美しいふるさとを子孫に残したい』『身近な環境を良くしたい』『地域に貢献したい』といった想いを基にした、市民や事業者による身近な景観づくりの取り組みが必要不可欠です。
- ・このため、広く市民の意識啓発を図り、身近な地域における景観づくりを促進・支援する自主制度を整えていきます。

●市民に期待されること

- ・地域住民自らが、優れた自然資源や歴史・文化資源を大切にし、身近な環境を花の寄植えやプランターの設置などで美しく整える活動は、地域を活性化させ、また、明るく暮らしやすい地域づくりに繋がります。
- ・安心安全で、美しく心地良い地域社会を実現するため、地域の特性を再評価したり、住民同士で将来像を語り、共有し、身近な景観づくりに取り組むことなどにより、コミュニティの地域運営力を強化し、愛着と誇りの持てるふるさとづくりを進めましょう。

●行政が進めるべきこと

- ・行政は、市民による身近な景観づくりを促進するため、景観づくりに関する情報の受発信、自ら地域の良さを再評価する地域活動への支援、緑化など身近な景観づくりへの参画機会の充実、優れた景観づくり活動の表彰と他への波及促進、支援体制の整備など、初動期を含めた各段階、熟度に応じて活動を促進・支援する自主制度を整えていきます。
- ・事業者には、法令順守はもちろん、地域社会の一員として地域への貢献、社会的責任を果たすことが求められており、景観づくりの面で事業者が活躍しやすいように、事業者への積極的な情報提供や活用しやすい制度を整えていきます。
- ・庁内の横断的な検討組織を設立し、促進・支援制度の検討、取り組み実績を踏まえた制度の見直し、充実に取り組みます。



(2) 多様な自主制度・施策の創設検討

- ・“ずっとここに暮らしたい！”と思える美しい湖南省を実現することは、地域コミュニティの活性化、市のイメージアップ、地域に対する市民の愛着と誇りの醸成、居住環境の改善、観光交流の促進、自然環境の保全や地球環境問題対策など、多方面にわたり効果や意義があります。
- ・市民にとって使いやすく、景観づくりの成果が実感でき、景観づくり活動への参画意欲を高める制度・施策を総合的にタイミング良く実施し、その効果を高めます。
- ・様々な景観づくり活動を幅広く促進・支援するため、景観行政に関連する部署からなる横断的な連携体制で制度・施策の具体的な検討、調整に取り組みます。